

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 4 ）			
日 時	平成 22 年 10 月 6 日（水）	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 57 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	大竹委員長、高橋副委員長、秋元・大橋・菊地・中島・佐藤・ 井川・山口各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局経営管理各部長、保健所長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、井川委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

鈴木委員が井川委員に、斉藤陽一良委員が秋元委員に、林下委員が山口委員に、新谷委員が中島委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生、建設両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、平成会の順といたします。

公明党。

○秋元委員

◎環境衛生費そ属こん虫駆除費のハチ駆除について

決算説明書の中の環境衛生費の中に含まれますそ属こん虫駆除費がありますけれども、その中のハチの駆除について質問させていただきます。

決算説明書を見ますと、そ属こん虫駆除費で72万4,399円という項目がございます。その中で、まず、ハチ駆除については、この中のどのぐらいを占めますか。

○（保健所）生活衛生課長

ハチ駆除の関係では、委託契約によるハチ駆除の部分が60万9,000円、それとスプレーなど消耗品費として、11万5,399円でございます。

○秋元委員

事務執行状況説明書を見ますと、ハチ駆除の相談件数等の内訳がございます。その中で、市の施設等に関連して見積りや入札が行われていると思うのですがけれども、平成21年度の見積りや入札に参加した業者というのは何者ぐらいになりますか。

○（保健所）生活衛生課長

3者でございます。

○秋元委員

この業者に特別な資格とか免許ですとか、そういうようなものは必要なのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

免許等は特に必要ございませんが、ハチ駆除という部分では、動物相手になりますので、やはり専門的な知識ですとか熟練した技術が必要ということで、ハチ駆除業者を対象にしております。

○秋元委員

市民の方から相談を受けまして、どのような状況になっているのかということで質問させていただいているのですが、例えばこの事務執行状況説明書の中で、業者に紹介している部分が417件あるということになってはいますが、この業者の紹介はどのようにされているのか、教えていただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

まず、相談件数として737件でございます。こちらについては、市民の方からハチの巣ができた、また、ハチが多くて危険だというような相談でございます。その場合に、私どものほうで、極端な場合にはすぐ電話で聞いただけで業者に頼まなければだめだということがわかる場合もありますけれども、一応、現場を確認しております。その

○（保健所）生活衛生課長

これについては、あくまで業者と市民の間での契約になりますので、市のほうは、一応わかっている範囲内の業者を紹介しているということで、責任は特にはないと思っております。

○秋元委員

以前に、観光馬車の事故がありましたけれども、あれとはかなり問題は違いますけれども、市が資格を有していない業者等を紹介して問題があったときに市には本当に責任が発生しないのかということをお心配するのですけれども、例えばその業者の保険の加入や賠償責任能力というものは、例えば市が契約業者と話をすることで確認はされないのですか。

○（保健所）生活衛生課長

最終的な確認はしていないのですけれども、ただ、そういう事故が考えられるということで、そのようなときに備えて保険に入っていたほうが良いという話はしてございます。

○秋元委員

わかるのですけれども、今後、問題が発生したとしても、先ほど市には責任がないというふうに言われていたのですけれども、本当に問題があったときに市は関係ないというふうに言い切れるのかと言うのが非常に心配するところです。私が聞いた話でも、やはり作業をされている方の周りにハチが飛んで行ったりとか、もちろん自然のものでありますから、いろいろな状況はあるのでしょうかけれども、そういう細かい、例えば保険の加入とか責任能力というのは、今後、何かあったときのために、市としても考えていかなければならない部分ではないかと思えます。先ほど保険の加入等も促しているということであったのですけれども、今後、例えば促しているだけで入っていなければ状況変わらないわけで、今後どういうふうに対応されていきますか。

○保健所長

今、御質問のハチのことですけれども、ハチの駆除については資格を要しない業務でございますので、今の業者の取扱いについては問題がないというふうには認識をしております。

それから、今、課長が申しましたように、ハチ駆除の業者ですから、それに伴うどのような危険があるかということは、当然、経験もありますので、刺すこともわかっておりますので、そこにあえて、万が一のために保険にも入っておられたほうが良いですよということも、もちろん3者とも知っていますけれども、こちらからもつけ加えております。ハチ駆除の業務に関して生じたことについては、業者とお願いをした市民の方との間の契約の問題でございますので、その中で対応していただくという考え方でおります。

今まで課長が申しましたように、特に事故が起きたという報告もいただいておりませんので、今までの対応の中で、とりあえず問題なく来ているのではないかと思います。将来、今まで想定していた以外の事態が起きた場合には、対応してまいりたいというふうにご考えてございます。

○秋元委員

まずは、問題が起こってからというよりは、もう少し強くといいますか、業者の方に促していただきたいと思うのですけれども、業者の構成人員といいますか、何人ぐらいの業者なのですか。

○（保健所）生活衛生課長

3者のうちの2者につきましては家族でやっております。ですから、妻とそれからアルバイトを雇っているという程度の人員でございます。あとの1者については、ほかの業務を行っておりますので、10名以上はいると思います。その中で数名がハチ駆除もやると聞いております。

○秋元委員

アルバイトを雇っているということですから、極端な話、素人の人が来るかもしれないわけです。市が関与していないのであれば、それは市民の方が自分で探して契約するわけですから問題はないと思いますが、市がその間に

入って業者を 3 者なり紹介するというところにちょっと疑問といいますか、責任が本当に持てるのかということ非常に心配するのですが、今言ったとおり、素人の方がやられているケースもあるということですから、非常に心配なのです。これまでは問題はなかったということですが、話を聞く範囲では危ないという状況があったそうで、たぶん表には出てこないだけで、そういう危ないという状況もあったのではないかと感じるのです。ぜひ、今後の対応については、問題が起こってから考えるのではなくて、保険とか、責任能力という部分も考慮した上でぜひ仲介をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

◎市営住宅の指定管理者について

市営住宅の管理費について何点かお聞きいたします。

決算説明書の 266 ページですけれども、住宅管理費の中に一般管理費という項目があります。何点かそれぞれ確認をさせていただきたいと思います。

まず、一番上の職員給与費ですけれども、直近 5 年間の数字を比較して確認したいと思いますが、職員給与費の平成 17 年度と 21 年度との比較で約 2 割程度下がっているかと思いますが、その内訳について教えていただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

職員給与の数字でございますけれども、今、数字はちょっと持ち合わせていないので申しわけございません。平成 17 年度よりも 21 年度が職員給与費下がったという要因は、17 年度のときよりも指定管理者への移管などに伴い段階的な住宅系の係員の減員によるものでございます。

○高橋委員

指定管理者の影響もあるということですね。

その次に、市営住宅管理人報償費というものが 있습니다。これも平成 17 年度と比較すると数値的にも下がっておりますけれども、この内容について、報償費の意味とそれからその金額の下がっている理由を教えてくださいと思います。

○（建設）建築住宅課長

まず、管理人報償費の意味合いでございますけれども、住棟ごとに管理人の委嘱をいたしまして、市からの周知事項の連絡が 1 年に 1 回収入申告を行いますけれども、それらの書類の配付、あと、建物の共用部分の補修ですとか、修繕等の依頼を連絡するというような仕事をしてございます。

それから、数字はないのですけれども、報償費が下がっているということでございますけれども、これは住宅管理人の手当は、月当たりで 30 戸までが 2,500 円、それから 30 戸を超えるのは部分には 1 戸につき 70 円を加算してございます。実は、高齢になっている入居者が多くなっておりまして、その旨、管理人にお願いしていたところが、2 年ごとの委嘱なのですけれども、なかなか手がいないような状況です。これまでの管理人がやめられたあと、残念ながら、管理人が委嘱できない住宅も発生しているのが現状でございます。

○高橋委員

わかりました。

その次に、市営住宅管理代行業務費というものが出ております。平成 19 年度から指定管理者制度ということで、その管理業務は民間業者になっておりますけれども、まず、平成 19 年度当初、それから今年度 2 回目までかわっているわけですが、その指定管理者制度が決まるまでの経過を説明していただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

指定管理者が決まるまでの経緯ということでございますけれども、基本的には公募という形をとってございます。

平成19年度からの3年間は平成18年度に公募しまして、2者の応募がありました。3年間の指定管理ということで、昨年度で3年目なものですから、今年から、またさらに3年間の指定管理者の公募ということになります。これは、昨年、改めて公募を行いました。その中では、それまで指定管理者だった事業者プラス2者の合計3者の応募がありまして、選考の結果、これまでと同じ事業者と引き続き指定管理の協定を締結した状況でございます。

○高橋委員

3者の中で選ばれたということですが、具体的な選考基準はどういうことで、その事業者が選ばれたのですか。

○（建設）建築住宅課長

指定管理の選考には、市営住宅の庶務管理が適切にできるかどうかですとか、入居者のサービス向上が図られているか、若しくは収納業務については、収納率向上の対策が効果的にできているようになっていないか、そういうような項目がございます。そういうものにそれぞれ点数をつけまして、その中で、インターネットなどで公表しておりますけれども、最終的に市の中の指定管理者選考委員会で選考しております。

○高橋委員

数字の状況を確認したいと思いますけれども、指定管理者制度になる前は、北海道住宅管理公社管理委託料ということで、平成17年度の決算説明書では約2,700万円という数字がのっております。21年度では、市営住宅管理代行業務費ですけれども、約8,500万円ということで、相当、数字の開きがあるわけですが、まず、この内訳について、内容を教えていただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

指定管理者が平成17年度の住宅管理公社の管理をしていたときと現在の指定管理者に差があるということで、内訳ということですが、住宅管理公社の部分には、住宅の申し込みとか、受付とか、その他、各種届出事務、それから修繕業務も行っておりました。そのときは約2,700万円です。現在、指定管理者は8,500万円ということで、差が五千数百万ですが、これは、管理委託のときには市のほうで予算を管理していた退去修繕と言いついて、入居者の方が引っ越されて、それを修繕しまして公募しておりますが、その修繕費の予算を指定管理者のほうに委託したということになります。あとは、設備類の消防設備点検とか、エレベーターの保守点検料も、それまでは市のほうで予算を管理しておりましたが、指定管理者のほうに委託しております。あと、清掃関係の部分、除雪費などもあわせて委託しております。それらの差になっております。

○高橋委員

そういうことは、約5,800万円の中身がこの内訳ということになるのですよね。もう少し詳しく知りたいのですが、5,800万の内訳として、今、課長がおっしゃられた退去修繕の中身を、大まかで結構ですので内訳を教えてください。

○（建設）建築住宅課長

退去修繕の部分は約3,200万円です。保守点検分ですけれども、細かく言いますと、エレベーター保守点検料が1,050万円、それから自動給水ポンプの保守点検料が70万円、消防施設点検が約200万円、一部の住宅で、入船の住宅は電気暖房なのですが、この保守点検が約20万円です。それから、貯水槽の清掃委託料が190万円です。あとは、稲穂改良住宅の設備類の保守は、小樽駅前ビル株式会社が一括しており、その管理委託料が約150万円です。それから、除雪費が約500万円です。

○高橋委員

もう1点、確認したいのは、この一番下に施設維持補修費というものがあります。4,600万円ですが、これは、退去修繕は入っていないということになりますか。この施設維持補修費用の主な内容を教えてください。

○（建設）建築住宅課長

施設維持修繕費ですけれども、まず、随時修繕というものがございまして、日々の例えば水道が漏水して使えない、あと建具類の破損、そういった細かい故障などの修繕、それから原材料費と言いまして、市営住宅で屋根からの落雪防護のためにちょっとコンパネを設置するなど、そういった部分です。あとは、入居者の自治会で草刈りなどをした場合に、ごみ袋を提供するための購入費、あとは、樹木が伸びたりして、隣接する建物への影響を考慮し、剪定するための委託分がございまして。

○高橋委員

平成17年度から21年度の直近5年間の維持補修費の金額を教えてくださいと思います。

○（建設）建築住宅課長

修繕補修費の平成17年度からでございます。17年度、18年度は施設整備費という名称になっておりましたが、平成17年度が1億3,653万3,000円、18年度が1億3,274万2,000円、19年度が6,941万1,000円、20年度が5,708万6,000円、21年度が4,668万9,000円という状況でございます。

○高橋委員

この指定管理者制度の年度をまたいで大きく倍近く違うのですが、この意味合いは何でしょうか。

○（建設）建築住宅課長

先ほどもお答えいたしました、平成18年度まで住宅管理公社に管理委託をございまして、19年度から指定管理者に委託したもので、それまで退去修繕、それからさっき述べましたエレベーター等の保守点検等々が18年度の時点で1億3,000万円というふうに予算計上されたものですから、この部分に差が出ているということでございます。

○高橋委員

それで気になるのが、この平成19年度以降、指定管理者制度になってから、毎年度のように金額が下がってきているというふうに数字的には見えます。これについてはどのようにとらえておりますか。

○（建設）建築住宅課長

これは、施設整備費の中に、小さな工事請負の部分も入っております。例えば、水道のメーターの取替とか、排水管の改修などがありますが、その部分が、必要に応じて対応しているのですけれども、年度により工事費に差がある状況でございます。

○高橋委員

実は、何点か管理人の方からお話を伺っているのですが、どうも、その指定管理者になってから修繕していただくことが少なくなっているというか、対応が悪いというそういうお話を伺っていますけれども、この件については住宅課としてはどのように聞いていますか。

○（建設）建築住宅課長

修繕というのは、大きく分けて二つございまして、先ほど申し上げました退去の後の改修、それと、日々、何か故障があれば修繕するというものです。いずれも、現地確認をして指定管理者の業務としてやっているのですけれども、退去修繕の予算は指定管理者に委託しています。ただ、その中では、業務仕様書の中では、退去に当たって、退去修繕というのは基本的には故障している部分とか汚れた部分をきれいにする、仕様書で明確にできる部分ですから、仕様書に示して、それに基づいて修繕するように指導しています。それと随時の修繕は、どちらかという、緊急なものはあるのですけれども、24時間通して何か連絡があれば、内容によっては業者を手配して修繕をやるのですけれども、こちらの部分は、基本的には、故障に対して修繕をするもので、機能的な部分が改善されるという考えでございます。ただ、財源的な観点から、例えば何か修繕依頼が寄せられて、緊急性のないものはちょっと次年度にお願いしたりとか、そういう部分は市の主導でやってございます。

○高橋委員

そうすると、指定管理者の対応が悪いのではなくて、市の対応が悪いということになるのですか。

○（建設）建築住宅課長

私どもとしては、そういう修繕に対する若干の苦情もありますけれども、それは入居者の方にお話を聞いて、それぞれに対応していると思っております。もし、個別の案件があれば、それはもちろん対応させていただきたいと思っております。

○高橋委員

私の聞いている範囲では、どうもその課長の言われていることとはちょっと食い違っておりまして、数字的にも先ほど話があったように、この施設維持補修費の減少はその数字に現れているのではないかと思います。ただ、ここに詳しいデータがないですから、はっきりしたことは言えませんが、その辺は市として、お金がないからできないのだというのではなくて、できるものはきちんとやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

もう一点、この指定管理者制度になってからの業者発注の仕方について確認をさせていただきたいと思っております。

この退去修繕と随時修繕の発注の仕方について、それぞれ教えていただきたいと思っております。

○（建設）建築住宅課長

退去修繕については、指定管理者に委託してございますので、指定管理者の裁量で業者を決めて発注してございます。随時修繕の場合は、毎日その修繕か所があれば、指定管理者のほうからファクスが送られてきまして、市のほうで業者なりを決めて発注してございます。

○高橋委員

随時修繕のほうは、市の指名業者ということによろしいのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

市の指名業者でございます。

○高橋委員

そのお話を聞くと、この修繕の業者が偏っているのではないかという話を伺います。退去修繕については、指定管理者の裁量があるということですが、あくまでも市の住宅ということであれば、果たして、あまりにも偏った内容の発注の仕方でのいいのかというのが問題点として残るわけですが、この点についてはどのように考えておりますか。

○（建設）建築住宅課長

随時修繕は、おおむね約4,200万円ですが、件数は平成21年度で1,097件、件数で割りますと1件当たり3万8,000円になるのですが、それは細かい修繕が多く、市のほうは、それぞれ偏りのないように複数の業者に発注しているところであります。ただ、夜間に、修繕を要する場合などで入居者対応が、ちょっと手なれた業者に、一部、発注することがありますけれども、基本的にはそれぞれ複数の業者に発注して、仕事を与えるようにしているところでございます。

○高橋委員

退去修繕のほうは、どこまで裁量を認めるかということで、契約しているからそれでいいのだという話になるのかどうか、これも非常に疑問が残るところです。というのは、あくまでもこの市営住宅ですから、市のほうとして、あまりにも偏った発注の仕方については検討する余地があるのではないかと考えているわけですが、どのように考えていますか。

○（建設）建築住宅課長

退去修繕の業者の発注については、指定管理者の業務仕様書の中で、業者の発注につきまして、発注する場合、

業者選定及び契約方法は、公平性及び透明性を確保すること。市内業者で対応できないものを除き、小樽市競争入札参加者名簿に登録されている市内業者に発注するというので、基本的には地元が発注しているところでございますけれども、二、三年前には、どうも見積りの価格が合わなくて、市内でできる仕事を市外に出していたこともあったのですけれども、これについては指導をしまして、市内の業者になっている状況でございます。

○高橋委員

今言われたその透明性についても業者の中で疑問が出ると思うのです。では、その透明性の確保について、建設部としてはどのように確認、チェックをしているのかというのはどうでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

年度末に、実績報告書の中で、それぞれの修繕にかかった費用をその中で確認しております。

○高橋委員

私の聞いていることに答えていただけていないと思います。

○（建設）建築住宅課長

失礼いたしました。趣旨は、業者の選定及び発注方法に偏りがあるのではないかとということですね。

偏りがあるのではないかとということですが、そもそも指定管理者制度で、市の予算で管理していたものを指定管理者制度にするということで、要するに平成19年度のときには、やはり限られた財源の中で民間のノウハウを活用し、効率的な修繕等を行うように、市のほうとしては、そういう予算を組んで委託しており、指定管理者のほうとしては、その中で最大限の効果を出すためには、やはり見積りをとった中で、どうしても低価格でできる施工業者に発注するという構図があるのは御理解いただけだと思いますけれども、それは、指定管理者が今申し上げたような形で委託をしていますので、見積りは別に複数の業者からとった結果、高くても使うという形にはなかなかならないものですから、偏りですが、その職種に対する少ない業者という状況であることは認識してございますが、それはいた仕方ないものと考えております。

○高橋委員

そうすると、課長のお話ですと、指定管理者で出した以上、市は口を挟めないのだと。そういうふうには発注していても、市としては、その契約書でうたっている公平性とか透明性については関与できないという判断でよろしいのですか。

○（建設）建築住宅課長

透明性とか公平性について何か疑義があったら、そういう部分はもちろん指導をしています。

○高橋委員

例えば指定管理者制度の前の発注状況と、指定管理者制度以降の発注状況と、その具体的な内容を課長のほうで調べたことはありますか。

○（建設）建築住宅課長

それは現地を確認するというものではなくて、数字上の件数でしょうか。

○高橋委員

要するに、前と後ではどう違っているかということです。

○（建設）建築住宅課長

基本的に管理委託していたときには、市が予算を管理していた、現在の随時修繕と同じ形をしまして、複数の業者に発注してございます。指定管理者にかわりましたからは、先ほど申し上げましたような形で発注しております。

○高橋委員

もう少し具体的な数字とか、具体的なデータがないと議論ができないと思いますけれども、基本的な押さえは理

解しますけれども、今までと公平性が保たれてはいないのかと思っています。ですから、この議論については、また改めてやらせていただきたいと思いますが、その発注の状況については、ぜひ課長のほうで調べていただいて、その上でまた議論させていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

○市営住宅指定管理者の随時修繕と退去修繕について

今、高橋委員が市営住宅の指定管理者の随時修繕と退去修繕の発注の仕方について質問されました。私も、建設常任委員会でそのことについて若干質問したことがございますけれども、退去修繕と随時修繕の業者への発注の仕方が違うのだというお話でした。退去修繕の場合は指定管理者が発注して、直していただくと。もう一方で、随時修繕については、指定管理者からのこを直してほしいという依頼を市が受けて、市のほうが業者をお願いをする、こういう流れになっているという認識でよろしいですか。

○（建設）建築住宅課長

委員の今の御指摘ですが、随時修繕の場合は、指定管理者から修繕の依頼等が上がってきまして、市のほうが業者を決めて、業者への連絡は指定管理者の業務になっています。

○山口委員

昨年度の実績は4,200万円ぐらいあるというお話がありましたけれども、市内の何業者がこの仕事をやられましたか。

○（建設）建築住宅課長

昨年度の数字は申し訳ありませんが、現在持ち合わせておりません。

○山口委員

高橋委員は偏っているというお話をされました。この仕事については、以前はいろいろな組合が業種ごとにあるということで、その組合のほうに市が委託をされて、組合のほうで仕事を振って、各自、公平に当たるように行われていたと聞いていたのですけれども、そういうことで今はやられていないのですか。

○（建設）建築住宅課長

組合というのは、家具建具工業協同組合だと思いますけれども、住宅管理公社時代には、家具建具工業協同組合に、建具等の修繕を発注していました。現在も、随時修繕ではその家具建具工業協同組合に発注している場合と、直接、建具屋に発注する場合がございます。

○山口委員

ということは、直接、工事をされる業者に発注をお願いするようになっていましたか。一部の業者に発注をして、そこからまた下請に出されるということにはなっていないわけですか。

○（建設）建築住宅課長

修繕業者への発注方法は二つあります。一業種で対応できる場合は、直接、その施工業者に発注します。例えば電気の故障は電気店へ、また塗装がはがれた場合ならば直接塗装屋へ発注します。ただし、その修繕の内容が、例えばボードがはがれて、これは大工の仕事で、張った後にちょっと塗装屋が入るなど、複数の業者が発注する場合は工務店、建築業者に発注して、そこからそれぞれの施工業者へと、そういう二つの発注の仕方があります。

○山口委員

要するに、4,200万円の内訳はどうなっているのですか。そのやり方はいろいろあると思うのですが、直接、その業者に発注する場合と、いわゆる現場を取り仕切ることができる建設会社に発注をして、それから施工業者に

発注する場合の比率はどうなっているのですか。

○（建設）建築住宅課長

2割か3割が、建築工務店なり、電気店に発注しておりますけれども、あとはその業種に発注している状況だと思います。

○山口委員

退去修繕の場合ですけれども、これは3,200万円になるわけですが、これにかかわった業者数はわかりませんか。

○（建設）建築住宅課長

かかわった業者は、今、件数は把握していませんけれども、先ほど高橋委員から御質問があったように、やはり少数の施工業者で、例えば畳が必要であれば、安い畳店へ発注するような形になっていると思います。

（「だれが発注しているかが知りたい」と呼ぶ者あり）

指定管理者が発注しまして、その下請の工務店といいますか、ゼネコンが入り、そこからさらに施工業者へ発注するような形でやっていると報告を受けています。

○山口委員

私が、間接的に聞いたところでは、いわゆる指定管理者は、市内の大手1社にお出しになって、そこも基本的には、業者を決めて、個々の業者に仕事を発注されるというふうに聞いたのですけれども、そういうような発注のされ方をしていることは間違いはないですか。

○（建設）建築住宅課長

そのとおりでございます。

○山口委員

それは、いわゆる指定管理者が一定の権限を持つということになりますね。この件に関しては、今、一般建設事業費もすごく少なくなっている中で、業者はやはり仕事が欲しいわけです。やはり仕事は公平にされるべきだと思いますので、多少煩雑になりますが、随時修繕のように直接、市のほうが仕事を発注するほうがいいのではないかと思います。そういうふうに改めることができないのかどうか、検討されるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○建設部次長

高橋委員からも同じような御質問がありましたし、今、山口委員からも同じお話がありました。結局、指定管理者に発注している部分については、今、課長が答弁しましたように、どうしても企業ですから、一つは利益という部分があるので、発注の形態が狭まるのはやむを得ないところがあるのではないかと考えております。

ただ、今お話がありましたように、市営住宅という性質上、市内業者に広く仕事が行き渡るといことも一つの特色でありますので、今、実態として偏りがあるというような話を直接聞いているわけではございませんので、改めて、高橋委員からも御指摘がありましたので、実態をもう少し調べさせていただいて、もしそのような傾向があるのであれば、指定管理者にも市のほうの考え方を伝える、指導するなどして、改善に向けていきたいと思っておりますので、もう少し調べる時間をいただきたいというふうに思います。

○山口委員

次長から、そのように御答弁をいただいたので、この件はこれで終わりにします。

いずれにしても、直接仕事をされる方に公正な対価が支払われるように、いくつも業者を通して、その中で多少金額が抜かれるということがもしあるとすれば、これは問題ですから、そういうことのないように公正にやっただくようにしてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

◎まちづくり協働事業について

私が決算特別委員会に出席するのは、委員をもう 7 年半ぐらいやらせていただいて初めてなのです。正直に言うと、決算は得意ではありません。どういう政策をするのかということに、私の長年の議員生活を費やしてきたと言ってもいいぐらいですから、政策提案は得意ですけども、細かい決算については、あまり興味がないと言ったら怒られますけれども、正直な話、他の議員にお任せしてきたところがございます。

ただ、本市の財政運営については、私は、本当に職員の皆さんが頑張っておやりになったと、今日はここに市長はいらっしゃいませんが、本会議で申し上げましたけれども、よくおやりになったと思います。市民でいろいろなことをおっしゃる方がいらっしゃいますけれども、私はこの財政運営について、物すごく評価をし、尊敬もいたしております。市の職員の皆さんも、大変御苦労をされたし、市民の皆さんにも市民サービスを若干カットさせていただき、辛抱していただいているところはありますけれども、一時期は本当に、夕張市と比べて、いつ赤字再建団体になるのではないかというふうに皆さん心配をされていた。そういう中で、今日のこの決算は、大変な御苦労があつて、よくここまで持ってこられたと思います。

長期債務も、私が議員をやらせていただいたときには、一千四百何十億でした。細かい数字は忘れちゃいましたが、それくらいあったわけです。それが、もう 1,000 億円近い金額まで落ちているのです。そういう起債も相当減らされたし、累積赤字もありましたけれども、単年度決算は前年度も黒字決算でほぼ解消です。それで、国民健康保険事業特別会計の赤字はまだ残っておりますけれども、企業会計も含めて全会計である意味では差引き黒字になっています。そういう状況まで持ってこられたわけです。財政指標も含めて、前は早期健全化団体のすれすれのところまで行っていたわけですが、そこから相当ほど遠い健全財政と言えるのかわかりませんが、市長はまだ心配していらっしゃいますけれども、そういうところまでようやく来たのではないかとこのように思います。

まだ、職員の皆さんの給料の削減などは、心苦しいけれども、しているところがあると思います。いずれにしても、やはり正常に、市民サービスのカットの部分も含めて、共産党の皆さんは、まずそこを正せ、元に戻せというふうにおっしゃいますけれども、そういう状況になる日も近いのではないかと思います。それは、国が交付税をまだ本当にもとに戻っているかどうかわかりませんが、相当戻していただいた部分があるのは事実ですけども、やはり自主努力でここまで持ってきたのではないかと。そういう意味で、私は大変評価をしたいと思います。

これは質問ではありません。私の意見として述べさせていただきます、そこをまず置いて、まちづくり協働事業なのですけれども、これは財政が大変逼迫している時期に、ぜひとも市内外の小樽ファンに向けて寄附を募って、いわゆる小樽市の政策的な経費を何とかしようではないかということで立ち上がった、条例に基づいた基金なわけです。大切なこのお金を使って、市民の皆さんと協働事業ということで、昨年度から予算を組んで、この中から支出をしてやっているということだと思います。

この中で若干お聞きしたいものがありますので、御答弁をいただきたいと思います。

我々は、手宮公園に桜再生事業の助成金をいただいて 30 本の植樹をさせていただいたわけですが、あそこは老木がたくさんありまして、台風 18 号で若干倒れたものも、クリの木もそうですけれども、年数が結構たった桜があります。桜のてんぐ巢病の発生で、それについては市の建設部のほうで、事業としていわゆる除去作業をやっているのですが、このまちづくり協働事業は、老木を長持させるような土の入れ替えとか、そういうもので申請されたと聞いておりますが、今回、手宮公園桜再生事業の助成金で支出されて、決算では 13 万 1,938 円となっておりますけれども、どういう事業をされてこの支出になったのか、御説明ください。

○（建設）まちづくり推進課長

手宮公園の桜再生事業でございますが、当初、申請のときは、今おっしゃられたように病虫害とかそういったものの対応ということで桜の再生を考えたのですが、市のほうの事業でその部分を実施したということで、生徒に樹木医のほうから樹木に対する勉強とか、それからネームプレートをつけるとか、また、その桜がどういうふうに分布しているのか、そういったものを学習するという事業に変えております。そういった中で、当初 30 万円であった

ものが減額されて13万1,938円になったということでもあります。

○山口委員

その13万1,938円の内訳については教えていただけませんか。

○（建設）まちづくり推進課長

13万1,938円の内訳ですが、樹木医 1 件の指導料として 3 万 1,500 円、それからネームプレートに110本ぐらいの木に下げたので 7 万 8,750 円、ほかのものとしては、ネームプレートをつける部材など、そういったもので報告書が上がってきております。

○山口委員

私は、てっきり樹木医の人は、ある意味ではボランティアで、私もボランティアでやっていますけれども、おやりになっていると思ったのです。指導料ということで 3 万何がしを払っていらっしゃると聞いて、えっというふうに思っているのです。これは決算の数字ですけれども、今年度もこれは申請をされていて、25 万出ているのですけれども、そのうち 12 万円が樹木医のほうにお支払いされる金額になっているわけです。私は、ボランティアでまちづくりをやるといのが協働事業の趣旨ですから、当然、PTA の人もみんなボランティアで出ているだろうし、謝礼を払うなどは申しませんが、そこまでの比率で、謝礼をお支払いするような事業については、もう少し選択をされるというか、助成を決定されるときには考慮に入れていただきたいと思っておりますけれども、その辺についての考え方はいかがですか。

○（建設）まちづくり推進課長

確かに、今年も手宮公園の桜再生事業はありました。この中では、昨年と違って、実際に土壌改良などをするという趣旨の事業の申請が上がっております。そういう中で、当然、樹木医がそういったノウハウを持っていて、学生とか PTA に対してそういった指導をするということで、今おっしゃられた 12 万円は、1 か月 1 万円程度です。ただ、これは、あくまでもボランティアというのは、生徒とか PTA がされるのはボランティアで協働事業ですが、それを支える知識として、委託されてその指導料ということでお払いしていますので、そういったものについて上限を持って規制するという事は考えておりません。

○山口委員

私は、交通費とか、例えばお昼を過ぎれば食事代とか、そういうぐらいでやっていただけるようなことではないかと思うのです。一応、プロですからお支払いするのは当たり前だと思います。そういう意味で言うと、私は、こういう事業の趣旨に合う事業なのかということにちょっと疑問があります。まして、小樽市内に樹木医はこの方しかいらっしゃらないのです。先般のいわゆる文学館・美術館のポプラの件でも、相当、私はその樹木医のお話をいろいろ聞きましたけれども、当然、樹木医ですから診断料はお取りになるでしょうし、例えば手入れが必要だということであれば、そのお金を支払うわけですね。彼 1 人しかいらっしゃらないから、当然、仕事として支出する場合は彼に行くわけです。そうでありながら、一方で、ボランティアで頑張っている方を、客観的な事実であるかのように、私は鑑定根拠もないと思っておりますけれども、診断が絶対であるかのような、あたかも自分が鑑定根拠であるような言い方をされて、事務方もある意味で引っ張られているところもある。大変、私は、そこに対しては非常に問題があると思っております。これは、その方がかかわられた前回の支出なのです。

正直に言って、ネームプレートを掲げたのは生徒です。3 万何がしかの支出というのは指導料と言いますが、それは土の入れ替えといっても、今回見ますと、ピートモスです。それを何か所か穴をあけて入れるだけで、そんなことは私ら素人でもやることです。それでお金を支出すると。我々は汗を流してボランティアをやっておりますけれども、その方への 12 万円の支出というのが、実際に例えば重機を入れて土を入れ替えするのだったらわかります。だから、そこはきちんと精査をしていただいて、そして、この審査員は民間の方ですが、市のほうは貴重な財源を使うわけですから、そこはきちんと精査をして、審査をされる方にも助言をされて、判断の基準も一定程

度市できちんと持って、助言をしていただきたいと思います、その点について今後留意をされる点がありましたらお答えをいただいて、私の質問は終わります。

○建設部長

まちづくり協働事業について御質問がありました。実は、本年 4 月の段階で審査会を開催しまして、それぞれの団体から結果報告をいただきました。その中でも、質疑応答をしながら、その事業の効果なりというのは検証してきたつもりでございます。ただ、今、委員からお話があったように、その経費の中身についてまで十分にやったかどうかという部分については、まだまだ不足の部分はあったかと思っております。h今話題になりました手宮公園の桜再生事業についても、中学生との連携の中で手宮公園全体の桜のありよう等々も含めていろいろ勉強し、そして全市的な広がりを持つ事業として展開をしていくということも考えられるわけですから、そういった面では、このまちづくり協働事業の中での意義は十分あると思っております。ただし、今、委員もおっしゃったようないろいろな経費の使い方ですね。これは、予算ですから、最終的には決算をいただいて、審査会を経てということになりますので、その段階では経費の使い方等についても十分チェックをしていきたい、そのように考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

○中島委員

◎乳幼児健診について

それでは、事務執行状況説明書の中から何点か確認させていただきます。

最初に、保健所の健康増進課の母子保健業務についてお聞きしますが、ここには10か月、1歳6か月、3歳児健康診査の数がそれぞれ報告されています。この乳幼児健診の問題では、道議会で9月29日の質問に答えて高橋知事が取り上げています。いわゆる乳幼児健診というのは、近年は、虐待のチェックにつながるとして、各自治体がかかり取組を強めており、さらに北海道は、未受診児の中には所在不明の子供がいる可能性もあると見て、この未受診の問題も、大体5,182人いるということで、各自治体に対して直接家庭訪問をして、子供の安否を確認して受診を促すようにということで議会答弁をしております。

この乳幼児健診の中身なのですが、小樽市の平成21年度の取組について、実際に小樽市で今実施している乳幼児健診の中身はどういうものがあるかお答えください。

○（保健所）健康増進課長

保健所で実施しております乳幼児健診についてでございますけれども、現在行っているのは、4か月健診、10か月健診、1歳半健診、3歳児健診の四つでございます、それぞれ子供の成長や発達の節目の時期に実施しております。子供の身体測定とか診察、歯科指導、発達相談などを小児科医師が実施しております。

○中島委員

北海道のこの報告では、母子保健法で1歳6か月と3歳児の健診については市町村に義務づけられているとあります。それでは、4か月と10か月の健診の位置づけはどういうことになっているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

1歳半健診と3歳児健診については、今、委員がおっしゃっているように、母子保健法第12条で市町村の義務づけになっておりますけれども、4か月健診と10か月健診につきましては、母子保健法第13条の中で、必要に応じて市町村の裁量で実施していいというふうになっておりまして、小樽市では、4か月健診、10か月健診につきましては、道内の他の自治体と同様に実施しております。

なお、4か月健診の内容といたしましては、首の据わりとか股関節について確認を主体に実施しておりまして、10か月健診につきましては、つかまり立ちができるかどうか、体重の増加が正常かどうか、主に体の異常についての確

認をしているところでございます。

○中島委員

平成21年度の小樽市の乳幼児健診では、それぞれ対象者数、実施数、未実施の数、実施率も含めてそれぞれ4月から3歳児までお答えください。

○（保健所）健康増進課長

それぞれの数値でございますけれども、4か月健診は、対象者数738人に対しまして受診した方が695人、未受診者数43人で受診率が94.2パーセント、10か月健診につきましては、対象者数775人に対し受診者数742人、未受診者数33人で受診率95.7パーセント、1歳6か月健診につきましては、対象者数732人に対し受診者数716人、未受診者数16人で受診率97.8パーセント、3歳児健診につきましては、対象者数805人に対し受診者数751人、未受診者数54人で受診率93.3パーセントとなっております。

○中島委員

今のお話では、未受診者の数はかなり多いように思うのですが、1歳6か月と3歳だけを合わせても70人、それから四つの検診を全部合わせると146人です。これぐらいの子供たちが実際には健診を受けていない。北海道は1歳6か月と3歳だけを対象にしていますから70人ということですがけれども、この未受診者数というのは、例年に比べて多いのか少ないのか、大体同等なのか、どうなのでしょう。

○（保健所）健康増進課長

平成21年度の四つの健診の未受診者数は合計146人で、全体に占める未受診率としては4.8パーセントでございますけれども、20年度と比較いたしますと未受診者数は138人で、未受診率は4.6パーセント、昨年度は未受診者数174人で、未受診率5.5パーセントですので、21年度についても大体例年と同じふうと考えております。

○中島委員

そうであれば、例年並みの未受診者数ということになるのですが、平成21年第1回定例会で、我が党の新谷と議員が、乳幼児健診について取り上げ、未受診者に対する対策を求めました。その後、保健所が出している21年度版の保健所行政については、未受診者の数については全件把握を目標にしたいというような文章が載っております。例年に比べて21年度はどのような取組をしたのか、そして、その結果はどうだったのかをお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

今委員から御指摘がありましたように、平成21年第1回定例会において、共産党の新谷議員から御質問がございましたけれども、その前の年の20年5年に札幌市北区で当時2歳の女兒が虐待で死亡したという事例がございましたので、調べたところ、健診を受けていなかったということがございましたので、それ以降、小樽市保健所の中でも、未受診者対策についてはもっと徹底してやろうということになりました。

内容につきましては、まず、未受診者に対しましては、文書による再度受診を勧奨した後に、なお来ない者については電話とか手紙、さらに来なければ訪問ということを実施してはいたしましたが、さらにそれを徹底しまして、連絡がとれるまで複数回家庭訪問するというのと、あと、21年度の途中からでございますけれども、子育て支援課の協力を得まして、保育所の利用状況等を確認して保育所を通じて受診勧奨等を実施したところ、最終的には未受診者146名のうち消息がわからなかったのは1名だけとなっております。

○中島委員

145名、ほとんどの状況を把握できた、やればできるということがわかったのではないかと思います、その結果、問題になるような虐待を疑う事例とか、所在不明の事例とか、そういうことはなかったのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

未受診者の方々に対して、いろいろな連絡をとりまして、最終的には虐待に結びつくような重いケースはなかったのですけれども、実際にはそれより前にうちのほうで支援ケースとして把握している部分がございます、その

中には未受診という方がいらっしゃいましたので、その方につきましては、また、うちのほうから受診するように勧奨しているところです。

○中島委員

その 1 件は、今、受診勧奨しているということですが、所在不明でよくわからないとかそういうことではなくて、受診していない実態はあるけれども、きちんと存在しているということは確認されているのですね。

○（保健所）健康増進課長

状況不明の 1 人に関しましては、1 歳半健診の対象者でございましたけれども、複数回訪問して、家があって住んでいる気配はあるのですけれども、連絡がとれない。手紙を置いてきても連絡がとれない。ただ、住民票がございますし、現在 3 歳児健診ということで再度 10 月に呼び出しをしているところでございます。

○中島委員

訪問を中心とした働きかけで、ほぼ 100 パーセント判明したということは大変大きな成果だったと思います。北海道がそのような指示を出す 1 年前からそういう取組ができたことについては、議会のチェック機能としても大いに役に立ったのではないかと私たちは自負しておりますが、実際に、今回のこの未受診の子供たちに対して、健診の受診に結びついた件数という点ではどうなのでしょう。

○（保健所）健康増進課長

今の中島委員の質問については、うちのほうで勧奨した結果、受診につながったかどうか、その数はどうだったかということかと思うのですけれども、その数については、未受診者数ではなくて受診したほうの数として計上しておりますので、実際にその方々が何人あったかというデータについて、今は持ち合わせておりませんが、未受診者数全体の数で見ますと、例年どおりでございましたので、その部分については、毎年、勧奨した結果、受診に結びついた数と大体同一というふうに考えております。

○中島委員

どの時点で未受診者数を上げるか、そういう問題もあると思います。ただ、健診結果を見ますと、要指導とか要監査、要精査、要治療とか、こういう判断をされている部分がかかなりあるのです。正常だという人以外の正常外の件数が結構多いように思うのですけれども、それぞれ受診者数全体の何パーセントぐらいが正常ではないというふうに区分けされているのでしょうか。各 4 か月から 3 歳児までの健診ごとにお示しいただくと、全体として正常ではないという区分けをした方々の割合を教えてください。

○（保健所）健康増進課長

健診の結果、正常でなく、何らかの指導した方の割合ですけれども、4 か月健診に関しましては、9.6 パーセントの方が何らかの指摘を受けた方で、合計人数は 67 人となっております。10 か月健診については 16.2 パーセントの 120 名、1 歳半健診に関しては 26.4 パーセントの 189 名、3 歳児健診に関しては 26.5 パーセントの 199 名というふうになっております。

全体の数字については、計算しておりませんので、後ほど報告したいと思います。

○中島委員

出して欲しかったのですけれども、それにしても人数としても結構多いわけですね。2 割から 2 割半ぐらいの方々に、正常とは言えない状態が、経過観察も含めてあるわけですけれども、健診に結びつけていくということが大事だと思うのです。そういう点では、今後も乳幼児健診の全数実施の取組については期待したいところなのですが、今年度はかなり丁寧なフォローをして、1 件を残すところ、全部の状況把握はしたということで、大変な努力をされたと思いますが、この取組をやってみて、これから先も続けるとしたらどういう課題があるのか、改善していかなければならない問題などがあるのか、今回の取組の中から御意見を聞かせていただきたいと思います。

○（保育所）健康増進課長

今後取り組んでいく上での課題でございますけれども、実際に取り組んでみまして、やはり未受診者の中には1回だけのかかわりだけではなくて、次回、またその次というふうに継続して支援していくケースが数として現れてきておりますので、そういった数はこれからだんだん増えていくと考えております。

さらに、今回、その未受診者だけではなくて、例えば新しく始めました「こんにちは赤ちゃん訪問」につきましても、未受診の方がいらっしゃいますので、そういった方々のデータも複数の視点から支援していくべき家庭を把握して、そのような方々に対して漏れのない体制をつくって、保健所のほうでかかわっていくことが重要と考えております。具体的には、多数のデータを一元管理して共有化していくようなシステムが必要ではないかということと、それを実際に実施していくための支援体制の強化が今後は課題になってくると考えております。

○中島委員

ぜひ、続けて御奮闘いただきますよう期待します。

最後に、事務執行状況説明書で見ますと、報告の項目に4か月健診だけが載っていないのです。それで、私はなぜかと聞いてみたのですが、健康増進課ではなくて、保健総務課の母子保健業務のほうに記載されておりました。4か月健診だけがどうして別項目に書いてあるのか、これを教えてください。

○（保健所）健康増進課長

事務執行状況の中では、課単位の報告になっておまして、4か月健診だけは市内の6医療機関のほうに委託しておまして、業務の位置づけとしては母子保健体系の中の一つの健診なのですけれども、課ごとの業務の区分けとしては委託業務ということで保健総務課のほうに計上しておまして、ちょっとわかりづらい形になっております。

○中島委員

それは、保健所の業務報告としては正しい仕組みなのかもしれませんが、この報告を見て、小樽市の乳幼児健診の実態を調べようと思ったら、よくわからない記入になっているのです。これは乳幼児健診として取りまとめて4か月から3歳まで報告するべきではないかと私は思いますが、そういう改善を検討していただきたいと思えます。

もう一点、例えばふれあい収集が何件とかという報告とは違って、対象者数があって実施率がある健診ですから、実施率などの報告も必要ではないかと思えます。一体これが多いのか少ないのかわからないという感じを受けるので、そういうことも報告書の中の記録として検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

今、御指摘がございましたように、課ごとの報告になっていてわかりづらい点や、実際の数だけで評価ができないという点につきましては、今後、見た方がよく把握できるような形で改善できるかどうかを検討していきたいと思っております。

○中島委員

◎小樽市男女平等参画基本計画推進事業について

同じく平成21年度の事務執行状況説明書の生活環境部男女平等参画課の小樽市男女平等参画基本計画推進事業のことについてお聞きしたいと思います。

このうち、女性登用実態調査というものがありまして、各種審議会等における女性委員の登用実態が報告されています。平成24年までに女性登用率を40パーセントにする目標を持っておりますが、21年度は30.9パーセントでした。この5年間の推移について、まず、パーセンテージをお知らせください。

○（生活環境）男女平等参画課長

女性登用率の5年間の推移ですけれども、毎年4月1日現在で把握しております。平成17年は31.9パーセント、

18年は32.6パーセント、19年は32.5パーセント、20年は32パーセント、21年は30.9パーセントとなっております。

○中島委員

この5年間、平成18年にちょっと回復しましたがけれども、どんどん下がっているのが実態です。まず、各種審議会の内容と構成人数、女性の数について資料を出していただきました。この資料を見て、各種審議会の中身とか、3年間の経過について簡単に御説明ください。

○(生活環境)男女平等参画課長

資料に示したとおり、この審議会・委員会を四つの区分に分けております。1番目は地方自治法第202条の3に基づく審議会等、2番目が地方自治法第180条の5に基づく委員会等、3が規則等で設置する委員会等、4が国又は市が委嘱する委員会等となっております。

それで、平成20、21、22の3か年では、内容別には合計で説明しますと、平成20年につきましては、委員の全体の合計の数は2,228人に対しまして、そのうち女性の委員が713名で32パーセントの構成比となっております。同じく21年は30.9パーセント、22年は32.1パーセントとなっております。

委員会の中身につきましては、下の括弧の注のところに書いてありますけれども、1という分類については、市町村防災会議、民生委員推薦会など、2につきましては、教育委員会、選挙管理委員会などがあります。3は交通安全運動推進会、青少年センター運営委員会、4は民生児童委員、人権擁護委員、少年補導委員などが含まれております。

○中島委員

平成22年度が若干回復しているのですけれども、先ほどの5年間の経過で見れば下がってきています。基本計画は、15年度から10年間の計画期間となっており、24年度で終了ですが、40パーセントの目標達成のためにどのような具体策を講じていたのか、あと2年間で達成できるための見通しはあるのかどうか極めて心配なのですが、この辺についてはいかがですか。

○(生活環境)男女平等参画課長

これまで講じてきた具体的な方策ですけれども、昨年度から各所管課長あてに文書で目標を達成するための女性登用促進について要請しております。また、平成20年につきましては、各部長あてに文書を出しております、いわゆる審議内容に関係する機関とか団体に女性委員を推薦してもらうよう協力要請をしていただくことや、委員の公募制の拡大ということで、公募制を拡大していただきたい、それからまた、委員選出方法を見直していただきたいなどにつきまして要請し、女性登用の促進に努めております。

目標達成についての見通しではありますが、確かに22年につきましては32.1パーセントということで、21年に比べて登用率は上がっておりますが、まだ40パーセントには届いておりません。非常に厳しい状況にありますけれども、各部局へ引き続き要請し、女性委員の登用に努めてまいりたいと考えております。

また、これまでは文書でお願いしてきましたが、本年4月から、委員の任期が切れる際に、私が直接、各審議会を所管している各所属課長職に、男女平等参画社会の形成についての趣旨を説明に行きまして、直接、女性の登用のお願いをしているところであります。

○中島委員

そうなりますと、多くの課長は、そのような要請を受けておられると考えていいわけですね。

具体的なことを1点聞きますけれども、例えば、選出方法の変更とおっしゃいましたがけれども、具体的に今はどんな形で選出されて、それをどういうふうに変更して女性の登用率を高めようという中身なのでしょうか。

○(生活環境)男女平等参画課長

選出方法の見直しというのは、いろいろな方法があると思うのですけれども、実際に審議会の条例とか規則を見ますと、やはり審議会ですから、ある一定の審議をする中身がありまして、その審議内容に関して学識経験を有す

る者とかというのが実際にあるのです。だから、例えば保健所関係でいくと、医師でなければならないとか、防災会議であれば、それぞれの防災の基本法にかかわる関係機関の職員だとかとありますので、そういう縛りがある委員会もあります。そして、縛りがない委員会ももちろんあり、なるべく女性を多く登用するということは、縛りがない形にするのが一番多く参加できることになります。

そういう意味で、この審議会の委員の状況調査は、都道府県と政令都市についてもありましたけれども、やはり皆さん苦慮しているのは、医療とか法律、自然関係、土木関係の専門分野とか、都市計画とか建築分野などについては、どうしても女性の人材の確保が難しいということがあり、いわゆる関係機関とか団体の長にお願いしても、女性の登用が難しい現状があるようです。そういう縛りが必要なものはあると思うのですけれども、なるべくそういうものを見直していただきたいということでございます。

○中島委員

それは置いておきまして、それでは、この基本計画に基づいて平成21年度に実施された事業の中身はどんなものがあるかを教えてください。

○（生活環境）男女平等参画課長

平成21年度は全部で120以上の事業がありまして、その中で拡充した事業が13ありますので、その主なものについて説明したいと思います。

一つは、男女平等参画課で行っております企業の社員研修への支援ということで、小樽海上保安部等の女性職員の意見交換会に市職員を講師として派遣しております。二つ目には、小樽警察署とか、暴力被害関係機関の職員を対象に、暴力被害者支援アドバイザー派遣事業研修会を平成21年度に開催しております。そのほか、福祉部の関係では、多様な保育サービスの充実ということで、産休明け保育、一時保育、延長保育、広域保育を拡大しております。あと、教育部では、放課後児童クラブの充実ということで、4月、5月の土曜日に新たに五つの学校で試行開設しております。あと、保健所関係では、妊婦健診の助成対象病院を市内の4病院から全国の病院に拡大しております。医療保険部関係は、小地域ネットワークづくりの促進ということで、配食サービスについて、業者配食というものを開始しております。このような事業が拡充しているところであります。

○中島委員

この中身を見ると、かなり多岐の分野にわたって取り組まれていると思うのですが、この計画を推進していくためには、四つの基本目標というものが設定されていまして、そのうち男女が働きやすい環境づくりという基本目標に対しては、女性の就業機会の拡大や育児や介護の支援体制の整備が盛り込まれています。

この点から見ますと、現在、小樽市が推進しようとしている公立保育所の削減計画は、計画と矛盾する中身ではないかと私は思うのです。本来なら、働く女性を支援するために各地域に保育所を新設するということがあっても、減らすというのはいかなるものかと思いますが、女性の参画を推進するために、各部局の課長に直接声もかけているというお話ですが、こういう計画については、担当部局としてはどういう御意見を言ったのか、あるいは、どういってお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）男女平等参画課長

計画の中には、各部局にわたる事業がいろいろあります。計画の取りまとめを我々のほうでやっておりますし、我々が事業をしているものもありますけれども、それぞれの所管課で行っておりますので、それにつきましては、保育所担当の部局が考えまして政策を立てているというふうに解釈しております。

○中島委員

これは市長に答えていただかなければならない中身で、担当課長だけに説明を求めるのは厳しいものがあると思っております。実際にこういう政策を遂行しようと思ったら、私は、全小樽市的に判断していく中身だと思います。

次に、市の管理職に占める女性の割合です。これも大変数字が低いです。経年的にこの数年来の管理職に占める

女性の比率について説明してください。また、これについては、先ほどの審議会のように、40パーセントというような目標値があるのかどうか、これにもお答えください。

○（生活環境）男女平等参画課長

小樽市の管理職の割合については、平成17年からですけれども、104人に対して管理職4人で3.8パーセント、18年は112人に対して3人で2.7パーセント、19年は105人に対して3人で2.9パーセント、20年は107人に対して3人で2.8パーセント、21年は102人に対して3人で2.9パーセントということで、大体3パーセント前後の数字となっております。

これにつきましては、特に基準というものは設けておりません。女性の登用について努力していただくという形になっています。

○中島委員

こんな数字だとあまりにも低いし、上がっていく様子も見えないものですから、私はこの採用状況が一体どうなのかと思ってちょっと調べてみたのです。

小樽市の職員採用状況の中で、一般事務職だけをチェックしてみましたら、平成13年度から22年度までの10年間で76人の採用中、女性が28人、約37パーセントです。これはどういう評価をするべきかということですが、雇用機会の均等という点から見て、37パーセントを評価できるのかどうか。私は、もう少し女性の比率を高めて採用する必要があるのではないかという気がするのですけれども、このあたりの採用の女性割合の問題についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）男女平等参画課長

男女平等参画基本計画の事業は、先ほども言いましたけれども、八つの部局で26の課がそれぞれ取り組んでおります。これらの個別の事業については、それぞれの課でやっておりますので、具体的な事業評価的なことはちょっと言えませんので、この計画を推進するためには、庁内組織であります小樽市男女平等参画行政推進本部幹事会がありますので、この中で男女平等参画の趣旨をさらに理解を深めてもらいまして、この事業を推進していただくよう働きかけていきたいと思っております。

○総務部長

市の職員の採用の件で御質問がありましたので、お答えいたします。

今、御指摘がありましたように、昨今の採用者の中から言えば、女性が37パーセントです。今、事務職員全体で560名ぐらいいますけれども、140名ぐらいが女性ですから、率にして25パーセントぐらいです。ですから、この10年ぐらいの間では女性が入ってくる率は高いと思っています。

ただ、我々は採用に当たって、これは難しいところで、男女に限らず、それぞれの資質とか能力などで採用しています。それが大前提ですから、女性を優先にとりましますとか男性を優先にとりましますということではできません。ただ、昨今見ていると、やはり能力的にも特に最初の1次試験などを見ると、圧倒的に女性のほうが上位にいるのは事実なのです。そういった形で、今、女性の職員が増えてきている状況にあらうかと思っております。これからも、男女ということは考えず、一切差別をしないという中で、これからも優秀な職員を採用していという視点で行っていきたいと思っております。

○中島委員

そうなりますと、女性管理職が3人とどまっているのは、そういう分野に能力を発揮するのにふさわしい人材がないということになるのかと勘ぐってしまいますが、この3人の内訳は、それぞれ管理職名で、何人というふうに教えていただけますか。

○（生活環境）男女平等参画課長

3人のうち次長職が1人で、課長職が2人です。

○中島委員

並みいる26課の課長のうちに女性課長は2人ですか。八つの部のうち、次長職で1人ですね。やはり、これは大変少ないと思うのですが……。

（「差別じゃないか」と呼ぶ者あり）

差別ではないです。私は差別とは言っていないのです。ただ、女性が少ないのです。もっと女性の力を発揮できる、点数がかなりよかったという若い方が入ってきているので期待したいと思います。

これから、退職者数が毎年、特に管理職も含めて多数出てきます。そこに新たな管理職を配置するときに、部長にしてほしいといっても、次長クラスに1人しかいないのでなかなか厳しいですが、とにかく積極的な女性の登用を検討してほしいのです。能力があって、やる気のある意欲的な女性職員を積極的に採用してほしいのです。そうしたいと考えていると思いますけれども、現実の数に反映していないということについては、さらなる期待をしたと思うのですが、いかがですか。

○総務部長

女性の登用の関係は、実は管理職に限らず、係長職もそうなのですが、通常よく言われる年功序列とか順番昇格、そういう時代ではないだろうというのが市長の日ごろの口ぐせです。ですから、人事異動のときにいつも我々部長職を前に、能力、実績、将来性を踏まえてなるべく若い人、そして、女性を登用なさいということを市長から言われるのです。ですから、当然、そういった考えというのは部長職を中心に一定の周知はされていると思います。

今、そういう形の中でやっていますけれども、現実に管理職ということ言うと、業務遂行能力というのは、女性を含めて遜色ありませんし、優秀な職員はたくさんいます。必ずしも、業務遂行能力だけではない部分で、管理職で言えば、労務管理とか、全体のマネジメントとか、いろいろな要素が出てきまして、昨今の自治体の業務もなかなか複雑になってきております。そんな中では、男女に限らず、先ほど言いましたけれども、そのときの資質とか能力とか、そのときの条件を考えて、見極めながら登用していくというのが今のやり方になっています。

ですから、御指摘の部分は、決して女性だからとか男性だからという視点では見ていませんので、優秀な人間が推薦されてくれば、我々はそういう形で登用をしていきたいと考えていますので、御理解をいただきたいと思ます。

○中島委員

そう考えているとは思いますが、私は、この体験と実際のそういう場にめぐり会いながら鍛えられるという側面もあると思うのです。そういう役割と期待がない中では実力がつかないと思ますし、そういう力がある方々には、さまざまな分野の体験をしていただきながら、女性管理職として育てていただきたいと思ます。

◎要介護認定者の障害者控除について

次に、要介護認定者の障害者控除について若干お聞きします。

所得税や市・道民税では、申告する本人又は扶養家族の方で介護認定を受けている方がいる場合は障害者控除の対象になります。平成21年度の要介護認定者数は全部で何人ほどでしたか。

○（医療保険）介護保険課長

平成21年度の要介護認定数は8,649人になります。

○中島委員

その8,600人ぐらいの方々のうち、非課税者が多いと思うのですが、課税対象者の割合はどれぐらいになるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

要介護認定の8,649人の中の課税者の割合は把握しておりません。ただし、介護保険料が課税、非課税の段階別

保険料を設定しておりますので、平成22年度の当初賦課の人数でいきますと、4万1,829人の65歳以上の対象のうち、課税者の段階が第5段階から第8段階になりますが、その人数が1万3,739人になりますので、4万1,829人に対して大体3割が課税者という割合になります。それを要介護人数に置きかえますと、8,649人のうち約2,600人前後が課税者でないかということが推測されます。

○中島委員

障害者控除の額というのは26万円、特別障害者控除が30万円と聞いていますが、要介護度別で見ると、障害者、特別障害者の区分というのは、要介護認定上ではどういうふうに区別されているのでしょうか。

○(福祉)三船主幹

まず、要介護度と障害者か特別障害者かという違いの部分ですけれども、まず、要介護度というのは、介護の手間のかかりぐあいを判断します。それから、障害のほうの等級というものがありますけれども、その認定は、継続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合いに基づいて判断するというので、例えば要介護1から3までが普通障害に該当するとか、必ずしもリンクはしておりません。ですから、申請ごとにつきまして、御本人の同意をいただいて、個人情報である要介護認定調査の資料を介護保険課からもらいまして、担当の職員が内容をチェックして障害の認定を行うという形になります。

おおむねそうなりますけれども、障害の等級で言う6級から3級が普通障害者ということになります。こちらは、要介護度で言いますと、要支援の2、それから要介護1から3までの方、それから特別障害者、これは障害の等級で2級と1級です。こちらは、要介護度が4と5の方という形になります。

○中島委員

そうすると、今のこの大体の基準で分けますと、普通障害者と特別障害者の対象はそれぞれ何人になるのですか。そして、課税対象者が約3割ということですから、これも0.3掛けたら、障害者控除の対象者が何人で、特別障害者控除の対象者が何人か、その辺の数を教えていただきたいのです。

○(医療保険)介護保険課長

介護度別の特別障害と普通障害の割合でございますが、先ほど平成21年度の要介護認定は8,649人ということで、そのうち要支援1という方は、今回の障害には該当しませんので、その方は1,200人ほどおります。差引きしまして、7,400人ぐらいに対しまして、普通障害は、今説明があったように、要支援2から要介護3まで、この方が5,600人ほどおります。要介護4と5の方が1,700人ほどおります。その大体3割の方が課税対象者というふうに推測しますと、普通障害の方が1,700人前後、特別障害の方は500人前後で、総体でいきますと2,200人から2,300の方が障害者控除の対象に該当するのではないかと推察されます。

○中島委員

それでは、この要介護認定を受けている方々で、控除の対象になるということで手続をするという仕組みになっていますね。認定書を提出していただくことになるのですが、この平成21年度の障害者控除の認定書の発行数、特別障害者控除の発行数はそれぞれ何件でしたか。

○(福祉)三船主幹

平成21年度の障害者の控除対象者認定書の発行数ですけれども、普通障害につきましては、171件、特別障害につきましては72件、合わせますと243件の発行となっております。

○中島委員

これは、本来、この認定証を出して手続をすれば控除になり、税金が安くなるのですけれども、手続をされていない方がかなり多いです。1,700件の対象のうち171件、500件のうち72件、こういう事態になるわけです。何とかもう少しこういう制度を知らせて手続をしていただければ、多くの市民の皆さんに喜ばれると思います。これは、私が手に入れた資料では、千葉の庄南町という小さな町ですけれども、こういう確定申告までに波及をした方が多

いということで、175件ほどの対象者に文書を出して、ぜひ控除の手続をなさという連絡をしたところ、約8割の方が申請したという結果になったというのです。大変わかりやすい文章で書いてありまして、これは先ほど介護保険課にも見せましたけれども、こういうことはできないか。私どものところにも、今の時期になりましたら、生命保険の控除はがきが届いてまいります。大事にとっておいて、確定申告に使いますが、同じように障害者控除、特別障害者控除の対象になる要介護認定を受けた皆さんにも、この税金が安くなる手続をしましたかという連絡をすることができないのか。もっと踏み込んで言えば、いっそ認定書そのものを送付して、これをつけて出したらいいですよというふうに簡便化することも含めて検討できないかと私は思ったのですが、どんなものでしょうか。

○（福祉）三船主幹

まず、先ほど私は平成21年度の認定書の発行件数を答弁いたしましたけれども、認定書は一度発行したら何年も使えるものです。ですから、平成14年度からこの認定書を発行してございまして、そのトータルの数をまずお知らせしておきたいと思います。

平成14年度から平成21年度まで、累計で普通障害者の認定書は977件、それから特別障害者の認定書は401件、合わせますと1,378件の認定書の発行がございまして。ですから、先ほど課税の方が2,300人程度ということであれば、おおむね半分以上の方は控除を受けられているのかと考えられると思います。

それから、ただいま中島委員からお話がありましたけれども、例えば全員の方に手紙を差し上げられないか、あるいは認定書そのものを送れないだろうかというお話だと思います。現在、どういう形で控除というものを皆さんにお知らせしているかといいますと、要介護度が要支援2以上の方全員に障害者控除の対象者の認定書の交付申請についてというお知らせの、かなり大きな字で書かれた手紙なのですけれども、それを同封してお知らせをしているというのが現状でございます。

二、三年前に各都市の状況を調査したものがございました。その時点では、小樽市のやり方というのはかなり上のレベルといえますか、わりと進んだやり方だったということですよ。

それから、税の控除についてなのですが、日本の国が税務については申告主義をとっていますから、まず、平等が求められると思います。その中で、要介護認定を受けた方全員に郵便でお知らせをしたり、認定書を送るといことは、私が考えますには、ちょっとどうなのかという気がいたします。しかしながら、他の自治体の状況等は常に把握をするようにしたいと思っておりますし、それで何かヒントや、より広くお知らせをする効果的な方法等がもしあれば、ぜひ研究していきたいと考えております。

○中島委員

失礼いたしました。平成21年度の認定件数と累計との関係の数字を確認しませんでした。おっしゃるとおり、総計で半数ぐらいが申請しているということは了解しております。御答弁いただきましたけれども、やはり対象者が高齢でなかなか自分の認識と行動が一致できない方々が多いものですから、かなり丁寧な対応をしないと、しても、なかなかよくわかっていただけないという対象ではありますので、二重、三重の働きかけが必要かと思っております。私も小樽市が現在やっていることについては大変評価しておりますけれども、さらに残っている方々への申請件数を増やすための努力も期待したいということで、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時03分

再開 午後 3 時27分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
自民党。

○井川委員

◎新型インフルエンザワクチン接種費用について

最初に、保健所にお尋ねをいたします。

平成21年度の決算説明書の100ページに、新型インフルエンザワクチン接種費用の歳入8,033万1,000円が計上されております。この根拠についてお示しいただけますか。

○（保健所）保健総務課長

決算説明書に記載されています8,033万1,000円の根拠についてであります。昨年の新型インフルエンザの流行に伴い、ワクチンの接種を昨年10月後半から開始をしたところであり、感染拡大の防止を図る意味で、接種は任意となっておりますが、多くの皆さんに接種を勧奨するという意味からも、経済的な事由により接種が困難な方を救うといった意味で国からの方針も示されておりますので、いわゆる生活保護を受給されている方、市民税が非課税になっている方等の低所得者に対する助成措置が定められたものです。

その中で、小樽市内におけます予想接種者数を4万8,380人と見込みまして、そのうち市の全世帯数に占める非課税世帯が36パーセントという数字が示されておりましたので、4万8,380人に36パーセントをかけました1万7,416人の接種を予想したものであります。この1万7,416人に接種費用1回目3,600円、2回目2,550円を掛けました金額1億710万9,000円のうち、国から2分の1、北海道から4分の1の補助をいただきますので、このうち8,033万1,000円が歳入として国と北海道から入ってくる金額として根拠となっております。

○井川委員

8,033万1,000円が計上されておりましたが、歳入はこの1割にも満たない717万円になっております。予算額との乖離が非常に大きいのですが、この要因についてお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

歳入につきまして、717万円という数字で、委員がおっしゃるとおり、予算に比べますと1割にも満たない金額になっておりますが、これにつきましては、今答弁いたしました1万7,416人の生活保護受給者、また、市民税非課税世帯に属する市民への接種を見込んだわけですが、実際に接種を受けて確認されている方につきましては、3月末現在、2,555人が無料の接種を受けたことになっておまして、金額的には予定の8分の1程度にしかならなかったということで歳入が減っているものであります。

その原因としましては、当初、基礎疾患を有する方等、妊婦とかいろいろ優先接種の対象者があったわけですが、当初は2回の接種をなささいということで国から示されたわけですが、その後、いろいろな実証の結果、接種回数が1回でよくなったということ、また、流行のピークが小樽市内でも10月の中旬がピークでしたが、年明け以降はほとんど沈静化していきましたので、接種そのものも意識が希薄になったことに伴い、接種人数が減ったものであります。これに伴い、歳入の額も減っているものであります。

○井川委員

1万7,460人のうち、たった2,552人が接種をされたということで、何事もなく蔓延もしないで済んだことは何よりだと思います。それで、新型インフルエンザのワクチンについて、過剰に医療機関で在庫を抱えていると聞きましたが、市内での実態をわかる範囲でお示しいただければと思います。

○（保健所）保健総務課長

ワクチンにつきましては、各医療機関で購入いただいたところですが、基本的に各医療機関で予約を受けた上で

ワクチンを購入していたというふうになっておりますので、基本的に大きな在庫を抱えたままになっているということは考えておりませんが、本年8月30日に、国からの通知が北海道にあり、道を通じましてインフルエンザワクチンの接種受託の医療機関あてにワクチンの返品についてという通知が入りまして、各医療機関とワクチンを納入した卸売業者の中で返品を受けつけるといった措置が行われております。それで、各医療機関において在庫として抱えていたものが、これによりまして回収をされているものと見込んでおります。

○井川委員

ちなみに、市立小樽病院と医療センターで何人分ぐらいのワクチンが余っていたのですか。

○(保健所)保健総務課長

基本的に、各医療機関とワクチンの接種の卸売業者との確認ですので、当市のほうでは把握をしておりませんが、市立小樽病院と医療センターのほうに確認をしましたところ、小樽病院につきましては、接種の分で354人分、医療センターにおきましては98人分のワクチンが余っていた状態になっておりまして、これについて、先ほど説明したとおり、卸売業者のほうに回収をしていただいたというふうに聞いております。

○井川委員

その金額のわりには余った人数の分が少なかったという気もします。これも返品したということによろしいのですね。わかりました。

◎ふれあいパスについて

続きまして、次に、ふれあいパスについてお尋ねいたします。

ふれあいパスは、平成21年度に1億5,369万7,836円を支出しておりますが、この対象人数と支払先についてお尋ねしたいと思います。

○(福祉)地域福祉課長

平成21年度の決算で申しますと、対象者数3万2,198人に対し、ふれあいパスを交付した者が2万1,526人になります。事業費の内訳としては、中央バス、JRバス、それからJRレール関係、それで1億5,100万円程度になりまして、そのほかについては、パス交付時の臨時職員の賃金で80万円程度です。パスの印刷とかラミネート加工等の事務経費として80万円程度になっております。

○井川委員

高齢者の方にお尋ねしましたら、今のふれあいパスは、右手にパスを持って、左手に小さな薄い110円の券を持って、料金の箱に入れるということが非常に煩雑で、これから冬の時期になると手袋履いたり、厚着をした場合に、本当に薄い券なので、どこかに行ったり、定期入れから出すのに一生懸命手袋をはずしたり、そういう姿を見ていて、バスの駐車時間も結構長くなるということがあります。今のバスの運転手は、安全を確認して、とまってから何でもしてくださいという親切な方が大変多いのです。そういう中で、見ていると非常にハラハラするぐらい長い時間探したり、いろいろやっていたら。

そういう姿を見たときに、やはり札幌市とかいろいろな地域を見て歩くと、今はカード式が非常に多いのです。小樽市として、これからカード式を導入するお考えとか、そういう検討をした経緯があるのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

バス券方式については、平成9年度、従来の老人バス券の助成からふれあいパス事業ということで無料で始まったわけでございますが、こういう財政状況の中にあって、16年度から有料化、当時はワンコインということで100円で乗れるという状況でやっておりましたけれども、バス事業者等との話し合いの中で、なかなか実績数がわからないということで、17年度から回数券方式にして利用実績をきちんと把握できるようにし、支払関係を明確にしていくという中でバス券導入に至ったという経過になっております。

バスカード方式などの検討ということでございますけれども、実は、平成20年にバス料金が上がりまして、200

円から210円になった際、1年かけてバス利用客とも話をしましたし、市の内部でも検討しましたけれども、その料金負担が、200円から210円になったということで、どうするのだという部分とか、将来的に高齢者がどんどん構成数としても増えていくといった中で、小樽市の財政が耐え得るのかどうか、料金負担の関係の中で、我々事務方としてもバスカードでやったらどうなのだというのも実は20年度に検討したわけでございます。結論から言えば、110円のバス券ということになったのですけれども、バスカードにするにしても、バス事業者に対して、ただバスカードを配るといふ形であれば問題ないのかもしれないのですけれども、先ほど言った利用実績ということ踏まえると、これが高齢者に出したバスカードだという認識をさせようと思えば、カードを通すという設備投資の負担の問題もあり、まず、昨年の結果にすれば、バス券で市民の負担を10円増やすという結論になったということでございます。

（「将来は」と呼ぶ者あり）

今話しましたように、将来的に高齢者は増えていきます。今の団塊の世代の方々が、10年後ぐらいにはふれあいパスの対象となる70歳に突入していくというようなことになれば、我々の簡単な試算ですけれども、高齢化率が40パーセントを超えるのではないかと思います。そのような背景で、小樽がどんどん豊かになっていけばまた別ですが、こういう財政状況にあって、基本的には単費の事業ですから、どんどん持ち出しが増えることで負担に耐えられないといった状況や、バスの料金がどうなるのかということも将来的にはあると思いますが、節目においては、昨年考えたようなバスカード方式とか、もっと言えば、昔に返ってバス券方式なのか、そういった一定程度の見直しを考えていかなければならないと思っています。

○井川委員

いろいろおっしゃいましたけれども、私は、今、JRのKitacaを利用しています。目的地の料金表を探さなくても、改札口に当てるだけでどこでも行けるのです。札幌でも、小樽築港でも、どこでもです。そういう時代になっています。今は自動販売機にKitacaを当てただけでもジュースが出てくるのです。札幌市などは、敬老と書いた優待カードで、通るところを見ていたら、すごく安い金額が表示されているのです。それで、1万円から料金が差し引かれ、残額が高齢者でも見えるという感じになっています。

やはり、小樽市は検討した時期に、設備費がかかるということでおやめになったと思うのですけれども、バス代を市にもう少し負担してほしいということではなくて、もう一步前進して、何とか便利にバスに乗れるような、そんな工夫はできないものかと、私も高齢者のために頑張っているいろいろ話をしているのですけれども、前向きに検討していただけませんか。

○福祉部長

高齢者が便利に移動するのは大変いいことのように聞こえますけれども、果たして便利なのが全部いいのでしょうか。例えば介護予防のこととか、その他のこと、何でもかんでも便利になって高齢者に手を差し伸べることがいいのでしょうか。私はそういうふうに思っておりますので、今のシステムのことについて、例えば札幌市のように大規模な設備投資をして、それによって利便を図るという考えはございません。

○井川委員

部長がそういうお考えですから、よくわかりました。やはり、何と言っても、住みやすいまちづくりという部分で、もう少し前向きに検討する余地があるとか、そういう御答弁が出るのかと思いましたが、ちょっと私はがっかりいたしました。

◎ごみ処理手数料について

次に、ごみ処理手数料につきまして、お尋ねいたします。

まず、ごみ手数料は、少しずつ減っておりますが、この要因についてお答えください。

○（生活環境）管理課長

ごみ処理手数料の減った要因でございますが、ごみ処理手数料につきましては、小樽市が出しています指定ごみ袋の交付枚数に関係しているところですが、これにつきましては、袋の種類が5リットルから40リットルまでといろいろ分かれていますので、5リットルについては毎年増加傾向にあります。また、逆に20リットル以上の大きなサイズについては減少傾向にあります。それから考えますと、市民の皆さんがごみの量に見合った袋のサイズを選ぶようになって、小さいサイズを選ぶようになったために、手数料についても減ってきているというのが要因というふうに考えてございます。

○井川委員

今、市民の方も研究をいろいろされていまして、できるだけごみを出さない工夫をしています。なぜかと言うと、お金がかかるからです。ところが、市民の方は、20リットルのごみ袋を買って40円、私たちは40円出してごみを捨てているという感覚的なものを持っているのです。そういう中で、決算説明書を見ますと、指定ごみ袋等作成費が5,000万円ですね。それから手数料徴収委託料が1,800万円、それから保管・搬送業務委託料が400万円近くかかっておりまして、7,300万円ほどの経費がかかっているということですが、ごみ袋1枚の原価はどのくらいかかっていますか。

○（生活環境）管理課長

先ほど申しましたように、ごみ袋の種類については、5リットルから40リットル、そのほかにごみ処理券というのがございまして、まちまちなのですけれども、トータルで年間のすべての種類の袋の作成した枚数を今の言った経費で割り返しますと、大体、平均して1枚につき12円ほど経費がかかるというふうに出ております。

○井川委員

例えば40円で買った袋でも12円経費がかかっているということで28円ですね。それから、例えば20円の小さな袋を買っても、大体半分ちょっとは経費がかかっています。そういう部分で、どんどんごみは減る一方なのです。皆さんは考えて捨てますから、例えば1週間に2回のところ1週間に1回にして袋に入れてしっかり縛っておく、そして1回に出すという工夫をなさっている中で、これから手数料はどんどん減っていくと思うのです。人口も減っています。そういう減少していく部分について、では、どこの経費を詰められるかといったら、例えば袋の作成費、手数料とかいろいろありますけれども、この辺で何かお考えはありますか。

○（生活環境）管理課長

経費の削減の御質問ですけれども、現在、袋の作成については、単年度ごとに作成しております。それをまとめて何年か分をつくれれば、普通で考えれば安くなると思うのですけれども、データがないですし、今までやったことがないので、どの程度下がるかについてはちょっとわかりません。ただ、反面、たくさんつくればその保管量がかかるものですから、そういった経費が逆にかかる部分もございます。そのほかに、単年度ごとに作成すると、業者が毎年度入札しているわけなのですけれども、まとめることによって業者の受注の機会が減るという部分もございます。いろいろな要素がありますので、それらを考えて、どういう方法が一番よいのか、これからはまた考えていかなければならないと思っています。

○井川委員

経費については、市民の皆さんはわからないわけですから、40円の袋を買ったら私は40円貢献しているのだということで、一生懸命買っていていただきます。大体、昨年度の決算でいくと、1世帯当たりのごみ処理手数料は幾らになっているのですか。

○（生活環境）管理課長

今、世帯数の数字を持ち合わせておりませんので、申しわけございませんけれども、それについては後ほどお答えしたいと思います。

○井川委員

例えば、これで利益を上げるとか、そういう問題ではないと思うのです。市民へのサービスですから。ごみをきちんと収集して、皆さんがきれいで住みやすいまちにするために努力されていると思うのです。ですから、今は市が車両とか人工とかいろいろな部分で8,000万円ぐらい持ち出していますね。そういう部分は、決してこれで利益を上げるとかという考え方を私は持っていないのです。ですから、市民サービスとしてどこら辺まで経費が削れるかが問題だと思うのです。やはり、この袋の作製費の5,000万円は高いと思ったり、いろいろな部分があるのですけれども、これは、ほかの市などでも大体一緒の値段ですか。小樽が特別高いわけではないのですか。

○（生活環境）管理課長

入札の方法とかいろいろありますので、他都市の実際のごみ袋の作製費はちょっとつかんでおりませんので比較はできませんけれども、私どもとしては、入札でやっており、極力、そういう中で競争性を働かせておりますので、本市が特別高いということではないと思っています。

○井川委員

この1リットル当たりの金額は、他都市と比べてどうですか。大体同じですか。

○（生活環境）管理課長

平成17年度からごみ処理の有料化が小樽市で始まっておりますけれども、その時点で道内の各都市の実際に有料化をしている都市の状況を見て得た数字でございます。高い都市、安い都市とあるのですけれども、もともと減量化が趣旨なので、市民の皆さんの減量化の意欲も増すように、それから負担もかからないようにということで設定しておりますので、大体、道内各都市の平均金額になっていると思っております。

○井川委員

高齢者とか体の不自由な方のところは、玄関まで来て運んでいってくれる。また、冬などは、ビニールシートで引張って行って収集車まで持って行ってくださり、大変ありがたいということで、高齢者の方も喜んでらっしゃいます。そういう部分では大変努力をされていることは認めるのですけれども、やはり、もう少し経費を詰められるところがあったら詰めていただきたいというのが私の希望でございます。

◎扶助費について

次に、扶助費についてです。

小樽市の財政の31ページですけれども、性質別の経費状況調ところの扶助費が、10市中、小樽が第1位でございます。これについて、平成20年度に比べて21年度に特に増えた項目というのはございますか。

○（財政）財政課長

扶助費増加の要因ということでございますけれども、平成20年度決算額と21年度の決算額との比較という形で申し上げますと、まず、総額では20年度が約147億8,200万円であったのに対しまして、21年度決算では約148億9,500万円となりまして、約1億1,300万円の増加となっております。

その要因につきまして、事業別にその主なものを申し上げますと、まず、増加したものでは、障害者福祉に関する訓練等給付費におきまして約8,800万円の増加のほか、介護給付費が約6,100万円、自立支援医療給付費が約4,200万円の増加です。一方、減となった事業につきましては、生活保護費が約3,900万円の減、それから冬期特別生活支援事業で約2,600万円の減となっております。

○井川委員

これは、必要な部分ですから、削ってくださいということではないのです。ただ、私たちが普通に考えるには、今、社会情勢が非常に悪い中で、生活保護費が非常に多いのかなと思っておりましたら、昨年度より3,900万円の減ということで、この辺についてのお考えはどうですか。これからどのような状況になっていくのでしょうか。

○(福祉)生活支援第1課長

生活保護扶助費の現状は、昨年度の決算と比較しまして、約3,900万円の減少ということです。実は、私も減少したことについて若干驚きを持っているのですけれども、扶助費別に内容を見たところ、いわゆる生活扶助費や住宅扶助費につきましては、生活保護世帯が増加している傾向もありまして、この部分については増えています。ただ、医療扶助費が6,400万円ほど減少しております。医療費につきましては、出来高という部分で、体調が悪くて病院に行ったということで病院代がかかるという状況ですので、この辺がどうして減ったのかということについてはまだ状況を分析しておりません。ただ、昨年度と比較すると6,400万円ほど医療扶助費が減っているのですが、昨年度とさらにその前年度を比較すると、約2億円増えているのです。ですから、医療扶助費の金額そのものが年度によってかなり差があり、年間2億円から3億円の差があるという状況の中で、昨年度はインフルエンザの流行が起こり得るという予想があったのですが、思いのほか流行がなかったということもありまして、あるいは、事前にワクチン接種をし、それが功を奏したということも要因かと思っております。結果的に、医療扶助費のほうで6,400万円ほどの減少があったということで、生活保護費全体の執行額が減少したと考えております。

○井川委員

生活保護費で3,900万円、医療扶助費で6,400万円、1億何がしかのお金がマイナスになっているということで、大変いいのですけれども、違うほうでちょっと増えています。今後の見通しとして、今は10月ですけれども、来年度の決算についてもこのままの状態に移していかどうかについてお尋ねいたします。

○(財政)財政課長

扶助費全体で答弁いたしますけれども、最近の傾向を見ますと、平成19年度が約144億5,700万円、20年度が約147億8,200万円、21年度が約148億9,500万円ということで、年々増加傾向にあると言えますので、大きな制度改正がない限りは、この増加傾向については一定程度続いていくのではないかと推測しております。

○井川委員

扶助費の全道1位はあまり芳しくないのですが、高齢者が多いとかそういうことにかかわらず、障害者の対応などを手厚くやっているということになると思います。例えば、これを減らすということはおかしいですけれども、改善していくとしたらどういう対策がありますか。

○財政部長

扶助費のほとんどが、現在は国とか北海道の制度に乗ったものになっておりますので、市単独の扶助費はほとんどないと言っていいと思いますので、この部分につきましては、市独自で減らしていくということは、正直に申し上げて、なかなか難しいだろうと思っております。

○佐藤委員

◎こども発達支援センターについて

それではまず、こども発達支援センターについてお伺いします。

初日、我が党の鈴木議員のほうからも児童デイサービス使用料の件で、こども発達支援センターについては増加にあるというお話を伺いました。サービスについてもキャパシティはまだありますという答弁もいただきましたけれども、その中身についてちょっとお伺いします。

事務執行状況説明書の中の発達相談件数と訪問指導件数は前年度と比べて約1.5倍の件数になって、平成21年度は152件と121件とそれぞれ増加しているという状況にありますけれども、それぞれどのような指導内容かということについて、まずお伺いしたいと思います。

○(福祉)こども発達支援センター所長

委員が御指摘のように、発達相談の件数及び訪問指導業務については増えております。事務執行状況説明書の中

には詳しくは触れていませんけれども、例えば平成20年度の発達相談は102件ございました。これは1人の子供が何人も相談に来るということもあるのですが、実際にこの102件の実質人数は54人と押さえております。

21年度は、152件発達相談がありましたけれども、実質人数に直しますと90人です。ですから、20年度と21年度で54人から90人ということで実際に増加しております。今年度、22年度はまだ半年分ですけれども、半年分で既に実人数として53人がもう相談に来ていらっしゃいますので、発達相談にかかわる人数は間違いなく増えてきているということは言えます。

それから、訪問支援業務というのは、いわゆる学校とか幼稚園、保育園に出向きまして、そこに在籍する子供の発達に関して現場の先生方の相談に応じたり、あるいは、このような指導が望ましいと思われましてということで指導・助言をさせていただくということで、近年、この件数も増えております。実際、幼稚園、保育園のほうから保護者の了解をなかなか得られないのだけれども、対応が非常に困難でどうしたらよいのかという訴えが頻繁に入ってくる状況になっておりますので、そうした相談については、なるべく丁寧に対応していきたいということで、チームを組んで訪問をして対応をしている状況になっております。

○佐藤委員

わかりました。今度は、中身のほうで、支援センターと分室の児童デイサービス等の利用状況について、事務執行説明書の中には、登録人数は、平成21年度に関しては126人の登録となっておりますけれども、実際のところの利用状況を含めてお話しさせていただきたいと思えます。

○（福祉）こども発達支援センター所長

現在の状況で話をしたほうがわかりやすいと思えますので、本年10月1日現在の登録利用人数ですけれども、107人いらっしゃいます。107人中104人が支援センターを利用し、3人のみが分室という形になっております。さらに、もう少し説明しますと、107人中、いわゆる学齢児の子供が14人います。これは体の不自由な、特に脳性麻痺の子供が主なのですけれども、放置しておくとか体が硬縮してくるわけですから、定期的にリハビリを行っていかないとということで、学校でリハビリは行えませんので、そうした子供に関しては支援センターに来ていただいて、機能訓練士によるリハビリを行う形になっております。

残り93人が幼児ということになっております。この幼児のうち、25人が集団の療育を受けております。これは、平成20年度から民間の児童デイサービス事業所もできてきておりますので、なるべく早期に発見して、早期に対応するという観点で集団療育を行っております。それ以外は、機能訓練士の機能訓練及び言語指導員による言語指導という形になっております。言語指導の対象は、現在71人おりますけれども、その71人中3人が分室と、このような状況になっております。

○佐藤委員

先ほどの相談件数等についても大変増えているという状況の中で、決算説明書を見ましたら、当然、指導室改装事業費が約100万円ということで上がっていましたが、そういう意味では、その個別指導とか相談というところを今のキャパで足りないので充実させていこうと、そのようなとらえ方でよろしいのでしょうか。

○（福祉）こども発達支援センター所長

発達支援センター設置当初は、どうしても指導室が少ないということで、分室の利用もあわせながら行ってきたわけですけれども、平成21年度末に指導室をもう一か所つくって、御希望があれば、どのような方であってもセンター内で言語の個別対応ができるようにということで指導室を一つ増強しております。そのおかげで、分室であっても、センターであっても、希望があればどちらでも対応できますということが名実ともに実施できるようになったということでございます。

○佐藤委員

集団療育については、今、25人と。その中で民間もあるという答弁でした。これは、またどうなるのかと思いま

すけれども、私のほうには、民間もありますというお話が結構多くて、実際問題、そこで集団療育をすることについて、みんなそちらのほうに流れてしまうのではないかと、そういうことを懸念されている方も実際にいらっしゃるという話を聞きました。当然、民業を圧迫してはいけないということで紹介をされているのだと思いますけれども、その辺もちゃんと説明して、実はセンターでも、分室でも、集団療育については当然やりますと、民間についてもこういうところがありますと、その辺をはっきりさせていただきたいと思います。そういう趣旨でお話をされているのだと思いますけれども、その辺に関してはいかがですか。

○（福祉）こども発達支援センター所長

発達支援センターの運営の一つの考え方としましては、なるべく早期に発見された方々に対しては即対応していくことが大事だということで、まず、発見された子供に関しては集団療育を行っていきと考えております。ただ、そこにも、当然、キャパシティがありますので、そこで対応がなかなか困難な場合には、民間の事業所も大いに利用させていただきたいというふうに紹介をさせていただいております。

ただ、先ほど相談の件数のところで説明をさせていただきましたけれども、例えば、平成21年度で90人の相談を受けました。そのうち41人は発達支援センターの中で療育を開始して、24人については民間のデイサービス事業所を紹介しております。ただ、この紹介をするというのも、単純にそこがありますから行ってくださいというやり方は一切とっておりません。新規面接を行って、その子供の情報を整理して、何がその子の課題なのかをしっかりと民間のほうに引き継ぐ、利用者のほうで不安があれば同行して、その紹介先を訪れて一緒に療育に参加するということまで、かなり丁寧な対応をしております。その意味では、利用者の方々が、我が子がどこに行ったらいいのだろうかということでお迷いになるということは、現在、多くはないだろうと考えております。

○佐藤委員

その辺の紹介につきましても、強かに紹介しますとあっせんという形でとられかねないと思いますので、注意させていただきたいと思います。

それから、先ほどセンターと分室の中で、人数については101人がセンターで、残りが分室というお話をいただきました。平成20年第4回定例会の予算特別委員会の中で、私の質問として、センターと分室については、当時は、特にセンターは稲穂小学校の横にありますから、地域的にも交通の便もいいということでそこを希望されている方が多かったという話をさせていただきました。そこに関しては、集団療育については、分室でやる場合、人手が足りなかったらセンターのほうからでも当然回しますと。利用者の需要を考慮しながら、その辺はセンターと分室の利用については図っていきますという答弁をいただきましたけれども、実際問題、センターが104人、そして分室が残りということに関して、利用者の側からのリクエストは昔と比べて変化がありますか。

○（福祉）こども発達支援センター所長

もう少しその辺の部分の説明させていただきますけれども、現在、71人が言語指導の対象になっております。そのうち、60人の子供が集団療育を現在受けている、あるいは、これまで受けていたという子供です。どういうことかと言いますと、支援センターの療育の一つの柱としては、集団療育を受ける子供も、当然、言語的な課題があるものですから、集団指導を受けながら言語の個別指導も受けるというワンセットにしております。ですから、この場所で集団療育を受けて別な場所というよりも、同一のなれた場所で言語の指導ができるようにという要望が大変強いものですから、当然、現在通っている子供は、支援センターの中で言語指導を希望される形になっております。既に集団療育を終了する、つまり幼稚園とか保育園に行って、もう集団という形で療育をしなくてもよく、残りは言語指導だけでよいという子供の場合については、これまで通いなれた場所ということで、支援センターを希望される方が大変多くなっている状況です。

それらの60人を除いた11人につきましては、面接の場面で、支援センターで指導を受けることを希望しますという方が8人いらっしゃいます。残り3人の方につきましては、実際、両方を体験したのだけれども、やはり利便性

がよいので分室のほうがよいとお答えになっています。

ただ、この部分については、場所の問題ということだけではなくて71人の子供たちのうち、昔流に、発音が不明瞭だとか言葉が詰まってしまうという狭い意味での言語の障害はたった2人しかおりません。残り69人は発達障害と言われる子供です。発達障害というのは、いわゆるアスペルガーとか、自閉症とか、ADHDとかと言われる脳機能に障害のある子供です。幼児期ですから、まだ明確な症状は現れていませんけれども、明らかに年齢が上がるにつれてその症状が出てくるタイプの子供です。その子供を言語指導という一つの枠組みだけで対応するのは、やはりかなり難しさが 있습니다。その意味で、発達支援センターには心理士もいる、保育士もいる、あるいは理学療法士もいるわけですが、そういう一方、発達障害であればあるほどに広範ないろいろな知恵といえましょうか、知見というものを総合的にチームでかかわっていかなければならない部分があります。そうしたところが、ある意味、3人しか分室を利用しない状況に反映しているように思っております。

○佐藤委員

わずかながらも利用するということはあるものですから、その辺に関しても、切り捨てるのではなくて、ぜひ酌み取っていただいて、十分なことをしていただきたいと思います。

それから、先ほど14人の学齢児という話もありましたけれども、この発達支援センター、デイサービスを利用する方は、例えば小樽市内だけなのか、その辺に関してはいかがですか。また、同じような施設が、小樽市内とは別にこの近郊にあるのかどうか、それについてはいかがですか。

○（福祉）こども発達支援センター所長

まず、学齢児の部分につきましては、児童デイサービス事業というのは、18歳の誕生日まで利用することができるということで、学齢児に限らず、高校生も含まれております。それと、地域に対しては、現在、札幌方面から1名、岩内町から1名いらしておりますので、その子供の地域で受給者証を発行していただければ、小樽市の事業所を利用することはもちろんできます。ただ、小樽は大変海岸線沿いに長いまちですので、つい先日も相談がありましたが、春香とか星野町というところから通ってくることはなかなか困難です。そういった意味で、通えないからだめですという話ではなくて、札幌方面の事業所を開拓するとか、その辺の情報収集をして、適時、通いやすい事業所を紹介するという方法をとっております。

○佐藤委員

これも私が聞いたところの話ですけれども、小樽の児童デイサービスはこれだけのことをやっていたいています。周りについては、ここまで手厚く、かつ、広範囲にいろいろな児童を受け入れているところはないのではないかと話も聞いておりますけれども、その辺に関しては、体、そして言語を含めて、いろいろな症状を持つ子供がおり、当然、相談件数がこれだけ増えているということは、それだけ困っている方もいらっしゃるということで、その辺に関しては、ますます内容、設備、施設、スタッフを充実させて、もっと対応していただきたいと思っておりますけれども、その辺に関してはいかがですか。

○（福祉）こども発達支援センター所長

発達障害児と言われる方々の数が大変増えてきているというのは、小樽市ばかりではなくて、全国的によく言われているところです。ただ、キャパシティという問題もありますので、どこまでそれを充実すればよいのかというところについては、いろいろ議論があるだろうと思っております。

ただ、この問題は、内部でもよく話し合うのですけれども、障害がある、あるいは障害の疑いがある子供が1人いれば、すぐに療育という考え方を少し変えていかなければ難しいと思っております。よく言われる6.3パーセントという数字があるのですが、いわゆる支援学校とか支援学級ではなく、普通学級にいる子供の中の6.3パーセントが発達障害とされています。これは文部科学省の調査で出ていますし、実態としても出ています。その意味でいくと、小樽の出生数はだんだん下がってくるかもしれませんが、この発達障害児の数というのは潜在的に非常に多

と思います。

例えば、現在、発達支援センターの幼児で93人と申し上げましたけれども、大体100人相当です。民間デイサービス事業所の利用者数で就学前の子供たちが大体40名前後です。それと知的障害通院施設の利用者が20人です。これらを合算すると160人という数になってきます。ですから、これは現在の数値ですので、もっと相談機能が広がってくると、発達支援を求める子供の数はますます増えてくるだろうと思っています。ただ、障害の疑い、あるいは障害があるということが、療育ということではなくて、周囲の理解とか、あるいは障害に対する周囲の認識が高まれば、その子供たちがより生活しやすくなるということももう一方ではあるわけですので、療育機関の充実ということだけではなくて、やはり地域の啓発とか、例えば受け入れている学校、幼稚園、保育園の受入れの技術の向上という部分により力を入れていかなければならないというふうに考えています。

○佐藤委員

その辺につきましては、当然、保護者や地域、そして学校と連携しながら、啓発と環境を整備していただきたいと思っています。これは希望ですので、答弁は要りません。

◎水道料金調定及び収納状況について

次に、水道に移ります。

まず、平成21年度水道事業決算書の17ページに、水道料金調定及び収納状況というものがございます。21年度の収納率が100パーセントにならない理由を簡単にお知らせください。

○(水道)料金課長

企業会計の決算は3月末で調整することになっておりまして、この17ページの調定金額から収納金額を引いた金額が未収金となります。それが、約3億640万円となっていますが、そのうち納期が新年度4月の、いわゆる納期未到来分が約2億3,400万円あります。一般会計のように、5月までの出納整理期間を考慮しますと、収納率は97.6パーセントになり、未収金が6,456万円になるわけです。この6,456万円について、6月から来年3月末まで収納に努めるわけなのですが、我々も100パーセントを目指してやっているわけなのですが、どうしても古いものから集めていて、なかなか新しいものに追いつかないということや、あと、行方不明などで徴収不能な方がおりますので、なかなか苦勞しているところです。

○佐藤委員

未収金は、今、現年度で6,456万円というお話で、苦勞をされながら、徴収に努めているという話ですけれども、結果として、もらえないような原因というのは、一つぼんと出ましたけれども、例えば企業とか、個人とか、その辺に関してはどういう状況なのでしょう。

○(水道)料金課長

会社につきましては、会社が倒産とか廃業したために徴収が不能になったものがほとんどでございます。

○佐藤委員

例年の実績でいくと、例えばこれぐらいの金額だったら回収は何パーセントぐらいできると、最終的には収納率は幾らぐらいになるというものは出ていますか。

○(水道)料金課長

例年の収納状況から考えますと、1.4パーセントに当たる3,700万円ぐらいの未収金までは何とかできると思っております。

○佐藤委員

◎特別利益及び特別損失について

そういう意味では、あとは損失に回るということになるのでしょうかけれども、そこで、これは小樽市各企業会計決算審査意見書の16ページに、水道の特別利益及び特別損失というものがございます。今、損失の部分を開きまし

たけれども、まず、特別利益については243万1,000円皆増しましたと出ておりますが、この特別利益について、固定資産の売却ということですが、何件あったのか、その辺についてはいかがですか。

○（水道）総務課長

特別利益の内容についてですけれども、水道局では、平成21年度に遊休資産であります施設用地、これは土地でありますけれども、土地を2件売却いたしました。

○佐藤委員

そういう意味で、先ほども言いましたけれども、水道事業決算書の7ページには、有形固定資産明細書があるのですけれども、その中で、私は探したのですが、243万1,000円という数字がなかなか出てこないのです。それに関しては、そこを見るのではなくてここだよというものがあれば教えていただきたいですし、その辺について御説明いただきたいと思います。

○（水道）総務課長

7ページの固定資産の明細ですと、土地に関しまして、施設用地ですけれども、当年度の増加額が19万6,102円、当年度の減少額が62万3,034円となっております。まず、増加額の19万6,102円につきましては、土地を等価交換したものがございまして、その評価額が19万6,102円で、これは減少額にもその部分が含まれております。それで、当年度減少額ですけれども、その19万6,102円を除きましたものが42万6,932円となりますけれども、この金額が土地2件分の固定資産の評価額になります。

それで、先ほどの特別利益、固定資産売却益ですけれども、内訳を説明いたしますと、土地の売却2件分なのですけれども、売却額の総額は約285万8,000円となります。それで、今申しました土地の固定資産評価額約42万7,000円ですけれども、この売却額と固定資産評価額の差額が243万1,000円となりまして、この金額を固定資産売却益として特別利益に計上しております。

○佐藤委員

済みません、勉強不足で今また気がついたのですけれども、そのときの特別利益というのは、土地本来の値段ではないという話なのかと思いますけれども、その辺の説明をお願いいたします。

○（水道）総務課長

実は、土地2件分につきましては、1件分は大正12年に取得しております。もう一件分につきましては、昭和35年に取得した土地でございますので、どうしても資産評価額は低くなっております。つい最近、取得したものであれば、結構高くなると思いますけれども、どうしても古いものですから、このような42万7,000円ほどの固定資産評価額となっております。

○佐藤委員

この固定資産に関してですけれども、先般も松ヶ枝のほうの土地の売却について出ておりましたけれども、水道局としては、固定資産についてはお持ちだと思いますけれども、その辺に関しては、早く皆さんにお知らせして、これを買っていただくような積極的な姿勢がもう少しあってもいいと思いますけれども、その辺に関しては、例えばそれができない理由があるとか、それはもうやっていますということがあればお知らせいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

平成21年度に売却した1件分につきましては、公告を行いまして、入札を行って売却したものでございます。実は、今年につきましても、土地1件分なのですけれども、公告しまして、本当は9月28日に入札を行う予定でした。応募者が1人いたのですけれども、直前になって辞退されまして、そういうことで、決して全く仕事をしていないわけではなくて、水道局としても積極的に売りたいですし、買っていただきたいのですけれども、今回も残念ながら購入していただけませんでした。これに懲りないで、これからも皆さんに公告をしまして、何とか売却したいと思っております。

○水道局長

担当のほうには積極的に遊休資産の売却ということは言っています。ただ、なぜ売れないかといいますと、やはり不整形地なのです。管理上、もうここは必要ない、だから、売りますと言っても、その土地自体は三角形の土地であったりということで、売りに出したいと思っても、なかなか買手がいないです。打診が何件か来ていても、最終的には断られるということがずっと続いてきています。ですから、決して仕事を怠っているわけではございません。これからも遊休資産については積極的に、何回もいろいろな方法を講じながら売却に向けて努力していくということは変わりません。

○佐藤委員

今、大正12年に取得したという話も聞きました。それに関しては、当時の測量と現在のものと合っているのかどうか、また、その評価額については、この固定資産の明細を載せる中で、都度、評価を変えていくのかどうか。それとも、先ほど言ったように、一回設定してしまったものは、損益が出た場合は、先ほど言ったように特別利益、又は特別損益として計上していくつもりなのか、その辺に関してはいかがですか。

○水道局長

これは非常に大きい問題ですので私のほうから答弁しますけれども、実際の固定資産の中に計上されている例えば土地について、いわゆる時価でこれを全部精査して見直していくというのは、非常に大変な作業になりますので、どうしても古い資産をそのままの評価額で置いておくしか、現実的にはそうせざるを得ないというのが今の水道局の考え方でございます。

○佐藤委員

わかりました。それと、売りに出すということに関しては、当然、土地の評価をまた頼んでしてもらおうとか、測量し直すとか、そういう手間を想定されるのですけれども、その辺に関しては、例えば今回売りに出そうと思ったものでもいいですし、この243万1,000円の部分でもいいのですけれども、経費としてはどれぐらいかかるものなのでしょうか。

○水道局次長

委員が言うように、昔の評価である帳簿価格については再評価する必要があり、その場合には、当然、測量をしから行きます。そういう場合については、その経費も含めた形で価格を決定いたします。測量で面積を確定し、評価をするにはかなりのお金はかかると思いますが、そういうものを了解した上で売却しております。

○水道局長

この問題は私も担当とよく議論した件ですが、売れそうな土地が幾つかあっても、前もってすべてについて評価なり測量をしていくと、それは売れない間はずっと支出関係になってしまいますから、そういうことは極力避けたいと思っています。そして、これはほかの土地より条件がいいから売れるだろうとあって、そして、それなりに打診があるものについては、いわゆる測量なり評価をしていただいて対応すると。ですから、いわゆる無駄な支出とは言わないですけれども、緊急性を要しない支出については極力抑えながらこの土地の対応をしていくということです。

○佐藤委員

◎地籍調査について

無駄な経費をかけないで、何とか企業会計としての利益を確保しているというところで大変評価できるところですけれども、それとは別に、今言った測量に関しては、既に済んでいればその辺の経費は省けるということなのでしょうけれども、それについては、建設部のほうなのですが、地籍調査がいろいろ問題になってきています。その辺に関しても、今言ったように、固定資産の売買を含めて、当然、水道局の持ち物、そして市役所の持ち物の中で、測量をしてあれば、今言ったように売却についても先方との話し合いの中でその部分を減免できるという部分もあ

と思います。高橋委員のほうからもずっとお話はありますけれども、地籍調査に対してはやはり必要だと、私はそういう判断なのですけれども、その辺に関してはいかがですか。

○建設部次長

地籍調査の件でございますけれども、代表質問でも市長のほうから答弁していると思いますけれども、現在、組織ですので、必要性の部分は我々も十分に理解してございますので、体制について、他都市の状況等を調べている状況でございます。そんな中で、どんな課題があるのかを把握して、事業にどんな形で取り組んでいけるのか検討している最中でございます。

○佐藤委員

それもずっと同じ答弁なのですけれども、現実こういう形で売手、買手という中では、その費用が例えばなかったら実際は売買できていたかもしれないということもまた事実ですし、どれだけ持っているかということは、これには載っているわけですから、そこが全部測量だけでも終わってれば、その経費たるや莫大なものであらうと思います。まして、当然、その重要性がわかっていて、しなければならぬというものであれば、すぐにでもお願いしたいと思いますけれども、その辺に関して、部長のお言葉をいただいて終わりたいと思います。

○建設部長

地籍調査の必要性ということについては、繰り返しになりますけれども、十分理解をしているところでございます。ただ、もちろん全市にわたる調査になるわけですから、そのあたりについてどう取り組むかについては、一定程度、慎重に考えていかなければならないと思っております。そういった部分では、他都市の状況を十分に調査しながら、我々としてもどういった形で進めていったらいいのか、これから研究してまいりたいと考えています。

○委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

○大橋委員

◎市営住宅の管理について

市営住宅の管理についてです。高橋委員と山口委員が先ほど来質問をしてくださいましたので、若干、数字だけ聞いていきたいと思いますが、入居、退去の人数について、この3年間、どういうふうになっていますか。

○（建設）建築住宅課長

入居と退去の3年間の件数ですけれども、平成19年入居者数は184件、退去件数が158件です。20年度は、入居件数が120件、退去件数が146件です。21年度は、入居が110件、退去が154件でございます。19年度の退去より入居が多くなっておりますけれども、オタモイ住宅の2号棟が新築されました。その部分で数が多いかと思えます。

○大橋委員

これは、退去して、その後に入居するときに、当然、補修が行われるわけですが、修繕の基準はどういうふうになっていますか。

○（建設）建築住宅課長

市営住宅を退去した場合の修繕の状況ということですが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、指定管理者の業務仕様書の中に、退去修繕の仕様書というものを添付しておりまして、その中に詳しく書かれています。例えば、総括的な部分では、修繕の範囲を、例えば壁の塗装ですと、汚れている部分があれば、その一面だけでいいです。全部、一部屋でなくてもいいです。経年の劣化等で、多少、汚れている部分は清掃を行います。あと、床材の場合は、例えばフローリングを張り替えたりするのですけれども、部分的な場合は、補修はするけれども、一部屋、張り替えの場合とかは、長尺のビニールシート張りを可とする。あと、畳の修繕ですと、第一には、表替えと言いまして、表面のござの部分の張り替える、または裏返して再利用、壁は新しく取り替えないで

塗装を可とするというような、細かくいろいろな基準を設けて、それで退去修繕を行っている状態です。

○大橋委員

以前、修繕費というのが結構かかるという話も聞いていたのですけれども、修繕費の平均額はどんなふうになっていますか。

○（建設）建築住宅課長

1件当たりの平均の修繕につきましては、最近、ここ3年ぐらいは26万円か27万円ぐらいとなっております。

○大橋委員

市営住宅に関して、決算説明書の266ページの数字についてお伺いします。家賃滞納訴訟等滞納整理事業、37万4,300円が計上されております。これは、平成20年度の決算説明書で4,500円であり、19年度はゼロ円なのです。それで、支払督促の申立て件数について、3年間の件数はどうなっていますか。

○（建設）建築住宅課長

滞納者に対する簡易裁判所への支払督促の申し立ての3年間の件数でございますけれども、平成19年度はゼロ件、20年度は1件、21年度が4件という数字になっています。

それから、補足でございますけれども、21年度には、明け渡しの訴訟が1件あります。

○大橋委員

そうすると、これは訴訟費用も含まれるのですか。

○（建設）建築住宅課長

それも含みます。

○大橋委員

平成21年度末の滞納額の合計は幾らになるのですか。

○（建設）建築住宅課長

平成21年度末の滞納額の合計でございますけれども、3,693万7,000円になります。

○大橋委員

1件当たりの最高金額は幾らですか。

○（建設）建築住宅課長

滞納者の中の最高額は、130万9,000円の滞納額になっています。

○大橋委員

130万円となると、なかなか払えないのだろうと思いますけれども、回収の状況と、滞納者に対して強制退去とか、そういうことについてはどうですか。

○（建設）建築住宅課長

一番高額滞納者に対しての最近の状況ですけれども、高齢の方でございまして、過去に支払督促の申立もやったのですが、分納誓約書を提出し、しばらくは返納していただけるのですけれども、また払っていただけなくなっています。現年度分は払ってございまして、現在の毎月分は払ってございまして、分納計画に基づいて過年度分の誓約をいただいた部分は、現在、ちょっと滞ってございまして、催告書も出しているのですけれども、口頭でも自主退去を促しているのですけれども、現年度分は払っていただいていることから、納付の動向を見ながら督促をしている状況でございます。

○大橋委員

この合計額の3,693万7,000円、結構な金額ですけれども、これは徐々に回収できるという性格のものなのか、このままの数字の状態でも今後も続いていくものなのか、どうなのですか。

○（建設）建築住宅課長

現在の約3,600万円が今後どうなるかということですが、数字で説明いたしますと、平成19年度から指定管理者になりまして、19年度の収入未済額が4,712万円、それが20年度は4,368万円、21年度が3,693万円ということで、普通は過年度分も努力して督促に力を入れて、収納率のほうも19年度に32パーセント弱をとっているところですので、最終的にゼロというのはなかなか難しいと思うのですけれども、引き続き、強力な督促、催告の手紙等での業務に努力しているところです。

○大橋委員

◎職員給与費について

同じページの中に職員給与費があります。先ほど高橋委員の質疑の中で、平成17年度が1億円で、21年度が8,100万円で、いわゆる指定管理者効果があったのですねというような流れの質疑がありました。ただ、実際の数字を拾ってみたのですけれども、18年度は7,200万円、19年度は6,600万円という形で19年度までは減ったのです。ところが、その後、20年度は7,220万9,827円で584万円のプラスになり、21年度は8,156万5019円で935万円のプラスになって、いわゆる19年度の一番低いときと21年度を比較しますと、1,521万円も増えているのです。職員給与というのは上がっていないはずだし、職員数も市全体で減っているわけだし、この職員給与の増減というのは何を表しているのですか。

○（建設）建築住宅課長

この職員給与の増減の状況でございますけれども、先ほど高橋委員に答弁いたしました、建築住宅課というのは、庁内の機構改革で平成16年度に当時の住宅課と建築課が一つになった形で、そのときに、先ほど申し上げましたけれども、16年度の係の人数は、嘱託職員も含め8名いたのですけれども、それが段階的に管理委託して指定管理者制度ということで、18年度には6名になりまして一回下がった形になっています。そして、現在は5名ですが、その後、19年度は低いのですが、20年度に計画担当ということで小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定と、若竹住宅の事業推進のために計画担当の主査1名だったところに、今は担当主幹1名と、技術計画主査が1名増えていますので、一度減った人数が2名増えているという構図になっております。

それと、21年度の増えている要因は、昨年、経済対策の国の臨時交付金で市営住宅の事業が増えまして、屋根の改修ですとか、空き家のまま管理しておりました長橋、オタモイ、最上住宅の解体事業がございまして、これがなかなかマンパワーが現員体制では維持できなかったものですから、昨年、建築指導課とまちづくり推進課の職員6名に兼務発令しまして、それは過去に建築住宅課におりまして、設計で、作図する、コンピュータのCADを使える者でしたが、日中はどちらの課も窓口業務ですから、建築住宅課の業務は時間外でやる形が多くなったこともちょっと誤差がある要因ではないかと思えます。

○大橋委員

担当部署としては、人数を合弁した極めて異例の部署なのかという感じを持つしかないのですけれども、理由については、人数を増員するというので、それはわかりました。

◎感染症について

それでは次に、保健所のほうに感染症について質問します。

事務執行状況説明書の68ページの中に、エキノコックス症検診を83人が受診したということがあります。それで、小樽市の保健行政の87ページに、感染症の発生状況がらる出ているのですが、いわゆる4類感染症、キツネによると言われるエキノコックス症と、それから温泉施設で発生すると多数の被害者発生があり得るレジオネラ症、この二つについて、発生状況を平成19年度から22年度までお尋ねいたします。

○（保健所）山谷主幹

4類の疾病のうち、エキノコックス症とレジオネラ症の発生状況についてのお尋ねでございますけれども、まず、

エキノコックス症につきましては、平成19年度は1件、それから20年度はゼロ件、21年度もゼロ件、それから22年度も、現在までのところ、まだ発生はございません。それから、レジオネラ症につきましては、19年度は1件、20年度は4件、21年度はゼロ件、22年度は、これまでの間でまだ発生の届出はございません。

○大橋委員

これは、結局、83人が受診をしていて、受診の結果、全員が何でもなかったということと、これを受診した動機はどういうことなのか、その辺はどうなのでしょう。

○（保健所）山谷主幹

83人の結果についてのお尋ねでございましょうか。

○大橋委員

83人が受診していますね。だけど、この中でエキノコックスだったという人はゼロですね。

○（保健所）山谷主幹

そうです。その検査の結果はゼロ件でございます。

それから、発生届につきましては、感染症の中でも、全数を報告いただくものと、それから、定点と言いまして、指定された病院から届出をいただくものに分かれておりますが、エキノコックスにつきましては全数報告となっております。医師がこの病気だというふうに診断しますと、直ちに報告をいただくということになっておりまして、検査とまた別でございます。

○大橋委員

症状が現れたから検査するというのではないのですね。

○（保健所）山谷主幹

はい、そのとおりです。

○大橋委員

それで大体わかりましたけれども、この飲用井戸等飲料水指導において、この対策等指導施設が14件ありますけれども、対策等指導施設というのはどういうものを指すのですか。

○（保健所）生活衛生課長

エキノコックス症対策と指導施設の対象施設ということですが、エキノコックス症の感染源として、エキノコックスに感染したキツネのふんが汚染した沢水とか井戸水、これを飲むということが考えられることから行っている事業で、水道が引かれていない井戸水等を利用している家庭や施設、こちらのほうを対象に水質検査を行っているものです。あわせて、エキノコックス症の予防に対する指導を行っております。

○大橋委員

先ほど秋元委員のほうからハチの駆除の問題が出ていました。業者の質といいますか、そういうような体制についての質問だったので、私も感じた部分があったのでお尋ねするのですが、私の身内が、つい先日、店舗兼住宅の家の裏のほうの壁にハチが入りしているということで、保健所にどうしようと聞きましたら、業者を教えてくださいました。それで、その業者の中から自由に選んでくださいというスタイルですから、個人業者のほうがいいだろうということで来てもらったのです。そのときに、電話で、料金は幾らですかと聞いたら、9,000円ということだったのです。それで、駆除が終わってから請求されたのが1万3,000円なのです。それで、どういうことですかということになったのですが、そうしましたら、結局、9,000円というのは個人に対する駆除で、店舗兼住宅で、法人だから、1万3,000円ということだったのです。それで、電話で料金を聞いて、同じ作業で、何でそういうことになるのだということでトラブルになりまして、結局、1万円を払って終わったのですけれども、そのことについてどのようにお考えになりますか。

○（保健所）生活衛生課長

この件は、私、初めて聞きました。一応、こういうお話を伺いましたので、業者を後で教えていただければと思います。

いずれにしても、私どもは、市民の方には、こういうふうな業者がいますので値段を確認の上でやっていただきたいということを言っているわけです。それに違反しているわけですから、これはちょっと困りますので、今は3業者ですので、今後、そのようなことがないようにということで、うちのほうから申し入れを行います。

○大橋委員

業者がすぐ特定されてしまうので、言ってなかったのですが、質疑の中で出てきたものですから、そういうことがきつとあるのだろうということで申し上げました。

◎生活保護費について

次に、生活保護に関しての問題ですが、事務執行状況説明書の65ページに生活保護費についてありますが、これは保護の開始と廃止の数字について平成19年度から22年度の傾向についてお願いします。

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護の開始、廃止の状況でございますけれども、平成19年度については、開始が412世帯、廃止が293世帯、20年度におきましては、開始が444世帯、廃止が388世帯、21年度におきましては、開始が457世帯、廃止が425世帯です。22年度については、8月までの状況でございますけれども、開始が167世帯、廃止については177世帯という状況になってございます。

これまでの傾向ということなのですが、例年、冬の期間につきまして、保護の開始、申請の相談が多いということで、やはり保護世帯は増加傾向にあります。昨年同期と比較してみたのですが、開始世帯で20世帯、前年よりも少なく、廃止世帯では10世帯少ない状況になっています。

今後の状況ということですが、ほぼ昨年並みに進んでいくのではないかと考えています。ただ、年度を比較する中で、開始は少しずつ増えていく状況なのですが、廃止の世帯がここ最近はかなり増えてきておりますので、トータルで保護世帯数は微増しているのですが、その増加の率がちょっと下がってきている傾向にあると考えております。

○大橋委員

もともと本市は生活保護の受給率が高いのですが、全国的な傾向として、今、飛躍的に増えているときに小樽がそれほど増えていないのは、人口が減っているからですか。どのような理由が考えられるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

人口が減っているから増えていないという思いはあまりないのですが、逆に、2年ほど前からのリーマンショック等々の影響で、例えば派遣切りが起きたというような状況が、小樽市内におきましては、ある意味、大きな企業がないという中で、直接的な影響をまだ受けていないのではないかと思います。もともと中小企業が多いということで、体力的なところは従来と変わらない状況で進んできているので、そういったところで保護率が小樽市は増えてきていないという状況かと思えます。全道で見ても、ほかの市町村については大きな増え方しているのですが、小樽としてはあまり増えていない状況というふうに考えております。

○大橋委員

なるほど、まちの勢いですね。小樽と室蘭が北海道の中では衰退都市だと言われてはいますが、そういう状況が逆に現れているという感じがします。

それで、住宅扶助費が9億6,140万円支払われていますけれども、今、生活保護受給者の中でトラブルが起きていの中で、何年も前に質問したのは、引越し代をもらったのに業者に払わない人たちがいるということで、それを直接業者に払う方法はないのかと質問したことがあるのですが、その当時は、本人同意が必要とかいろいろ

なことではなかなか直接払いができないという答弁だったのです。それで、今回の場合は、アパートを借りても数か月で出てしまっていて、結局、何回も入退去を繰り返す人もいて、その都度、引っ越し代を保護費のほうで払っている事例があったと聞いていますけれども、このような事例はどの程度存在するのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

実際に入退去を繰り返す場合でも、それが必要な場合、あるいは、いたずらに繰り返す場合との区別が難しいものですから、そういった形の数字は、押さえていないところです。

○大橋委員

そうすると、入退去を繰り返す人が存在するということはあるのですか。

○（福祉）生活支援第2課長

結果として、家賃の滞納とか、近隣とのトラブルにより転居を余儀なくされるという方、いわゆる問題を起こす方については、結果として、入退去を繰り返すことになっている例はございます。

○大橋委員

それから、住宅扶助費を受けながら家賃未払いが生じるというのはどういうことかということなのですが、これは、前には、直接払いが家主にできないということだったのですが、この問題については、現在どういう傾向で、どのように対応されていますか。

○（福祉）生活支援第2課長

平成18年度に生活保護法の改正がありまして、住宅扶助の代理納付が認められるようになりました。これにより、非保護者の同意を得ることなく、直接、家主に家賃を払うことができるようになっていきます。ですから、そういったトラブルが多い方については、直接、家主へ支払うという取扱いをしていきますので、委員が以前に質問されたときに比べると事態は改善されているというふうに考えております。

○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。